
行方市定住・移住促進計画

【第2期】



平成 29 年3月

はじめに



行方市は平成17年9月に、麻生町、北浦町、玉造町の3町が合併をして誕生しました。合併当初に約40,000人あった人口は、この11年で約34,400人まで減少し、少子高齢化・人口減少が急速に進行しております。

日本創成会議から発表された消滅可能性都市には、本市も挙げられており、この状況が長期間続くと、市民生活の活力低下や地域コミュニティの維持が困難になるばかりでなく、地域経済や行財政運営にも大きな影響をおよぼすことが推測されます。

本市では、平成23年度から平成28年度までの6カ年を実施期間とした「定住アクションプラン」を策定し、様々な施策を展開しておりますが、依然として少子高齢化や人口減少が進んでおります。

このような状況を踏まえ、市の魅力を高め、定住人口の維持・増加を図ることが極めて重要な課題となっていることから、新たに「行方市定住・移住促進計画」を策定しました。

本計画は、「行方市総合戦略書」を上位計画とし、そこに示されている将来像、「笑顔で住み続けたいまち、行方」に沿って、定住・移住を促進するものです。

策定にあたっては、実効性の高い計画とするため、平成27年度に実施した定住・移住促進計画策定のためのアンケート調査や、総合戦略書策定のための市民アンケート調査の結果等から課題を抽出し、計画の方向性や施策の展開を示しました。

今後は、本計画の施策を積極的に推進できるよう、行政と共に、企業や関係団体、更には市民も一体となって、効率的・効果的に取り組む必要があります。

最後に、本計画の策定にあたり御尽力をいただきました関係各位をはじめ、アンケート調査等に御協力をいただきました皆様に対しまして、深く感謝申し上げます。

平成29年3月

行方市長 鈴木 周也

目 次

第1章 計画の趣旨	1
1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	1
4. 計画の推進体制及び進捗管理	2
第2章 行方市の現状と課題	3
1. 統計データからみた状況	3
2. アンケート調査からみた状況	12
3. 課題のまとめ	23
第3章 計画の方向性	24
1. 将来像	24
2. 基本方針	24
3. 基本目標	25
4. 施策の体系	26
第4章 施策の展開	29
基本目標 1 雇用の確保及び産業振興	29
基本目標 2 出会い・結婚から子育て支援の充実	33
基本目標 3 安全で住みよい生活環境の充実	38
基本目標 4 情報発信及び誘致・受け入れ体制の充実	42
資料編	47
1. 策定の経緯	47
2. 行方市移住・定住促進庁内検討委員会設置要綱	48

第1章 計画の趣旨

1. 計画策定の背景・趣旨

日本は少子高齢化の進行による、人口減少時代を迎えています。特に、地方においては高齢化の進展が顕著にみられるほか、地域の担い手である若者の都心への流出も問題となっています。

本市においては、平成23年度から平成28年度までの6カ年を実施期間とした「定住促進アクションプラン」を策定し取り組みを進めてきましたが、依然として人口減少とともに少子高齢化は進行しています。このまま何の対策も実施しなければ、市民生活の活力低下や地域コミュニティの維持が困難になるばかりでなく、地域経済や行財政運営にも大きな影響を及ぼすことが推測されます。そのため、市の魅力を高め、定住人口の維持、増加を図りながら、持続可能で活力あるまちづくりを進めていくことが重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、本市では、人口減少を抑制し、地域活力の維持を図るための効果的な施策を展開していくために、「行方市定住・移住促進計画（以下、「本計画」）」を策定するものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、平成28年に策定された「行方市総合戦略書」を上位計画とし、本市における人口減少対策、定住促進に関わる施策を位置付けるものです。

3. 計画の期間

本計画の期間は平成29年度から平成33年度までの5年間とし、社会経済情勢や財政状況を勘案し、より効果的な施策を展開していくため、適宜見直しを行います。

4. 計画の推進体制及び進捗管理

(1) 計画の推進体制

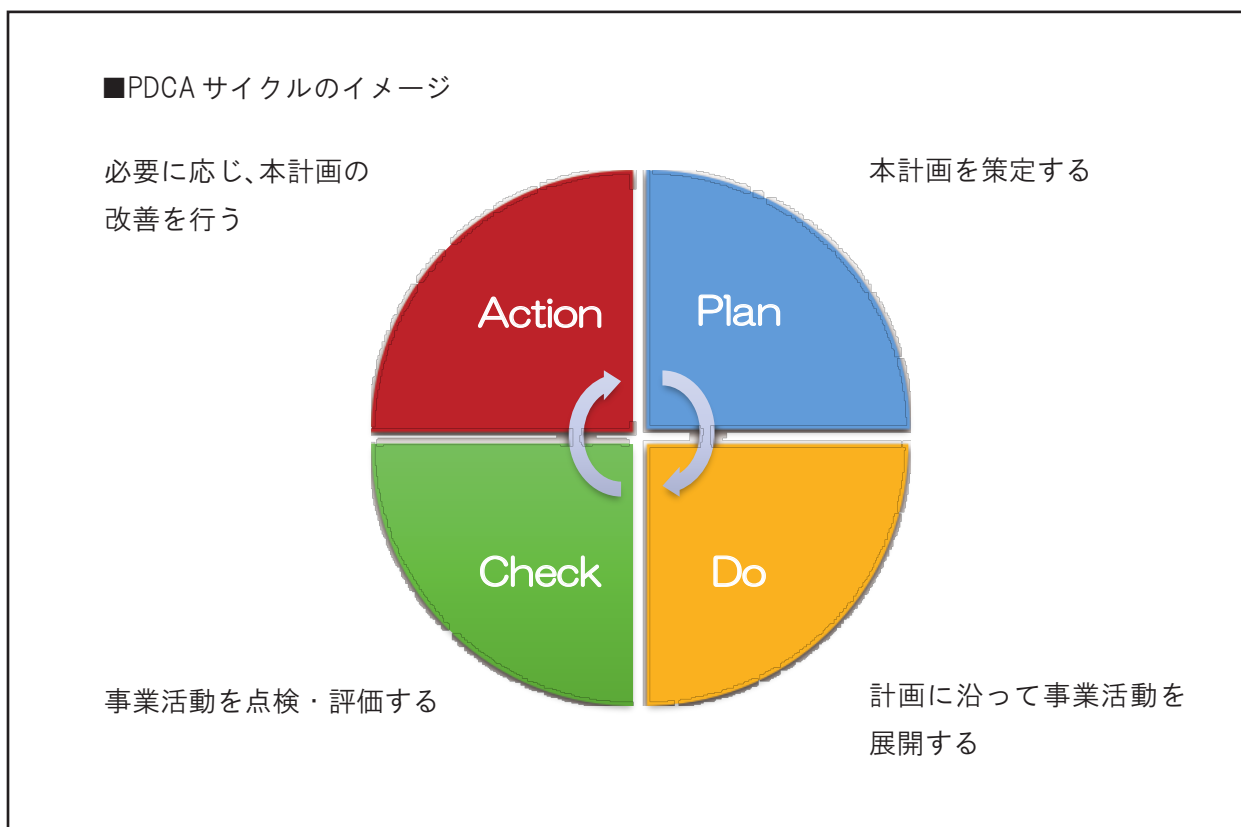
本計画の策定に当たっては、庁内において横断的に協議する必要があることから「行方市移住・定住促進庁内検討委員会」を設置しました。

本計画策定後も庁内推進組織を常設し、計画期間における少子化・定住化に特化した実効性のある対策を検討・協議し、事業実施及び推進の中核的役割を担います。

(2) 計画の進捗管理

本計画は、計画が策定された後も、計画が市民及び関係組織等に十分周知されているか、計画に従って施策が確実に遂行されているか、施策は十分な効果を上げているか等の観点からチェックし、適宜見直していくことが重要となります。

そのため、施策に対するチェック機能を充実させ、事業をより効果的なものとするため、庁内推進組織において、工程管理等を含む計画の進捗管理体制を強化することに努めます。



第2章 行方市の現状と課題

1. 統計データからみた状況

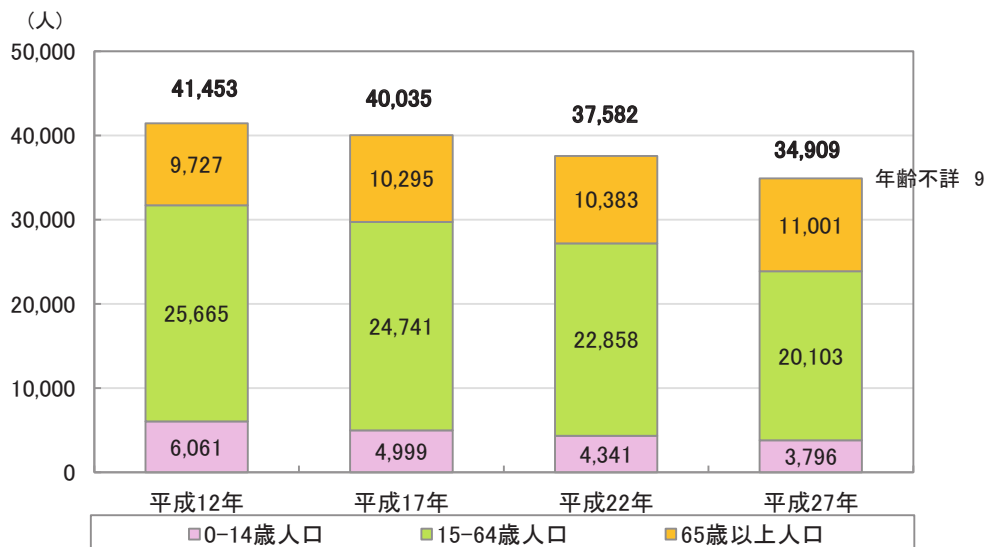
(1) 人口の動向

① 総人口と年齢3区分人口

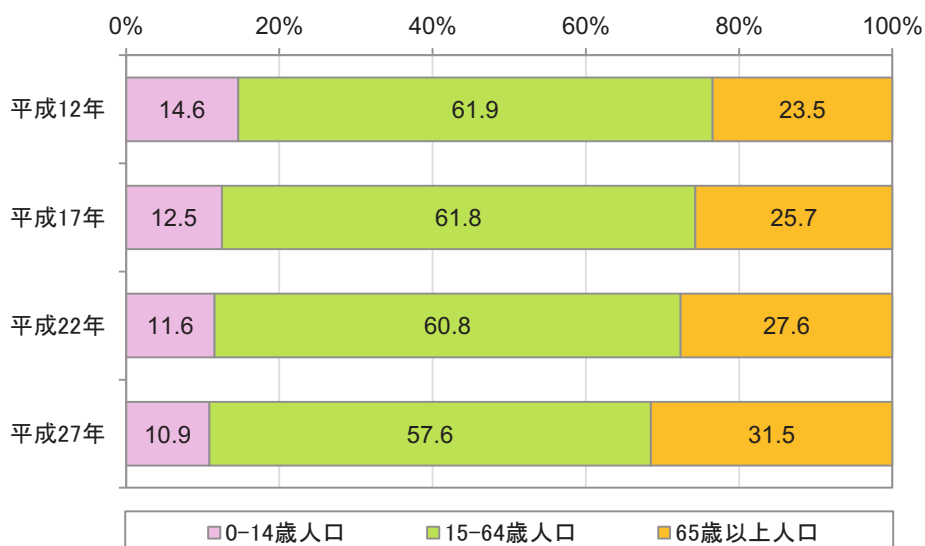
本市の総人口をみると、平成27年時点で34,909人となっており、平成12年から平成27年の15年間で6,544人(15.8%)の人口減少がみられます。

年齢別人口については、65歳以上の人口(老年人口)が増加している一方、15-64歳の人口(生産年齢人口)と14歳以下の人口(年少人口)がいずれも減少しており、本市において少子高齢化が進行しています。

【総人口と年齢3区分人口の推移】



【年齢3区分人口比の推移】



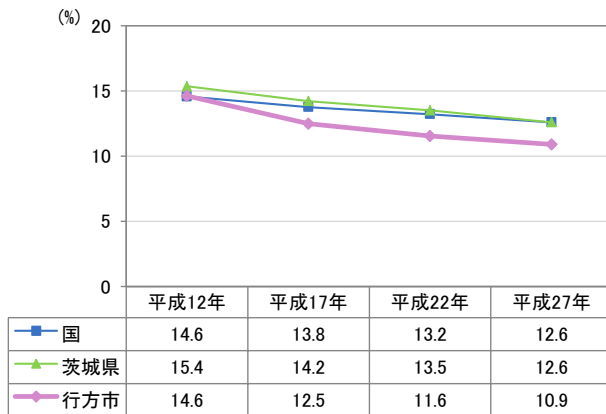
資料：国勢調査

②年齢3区分等の人口比における県・国との比較

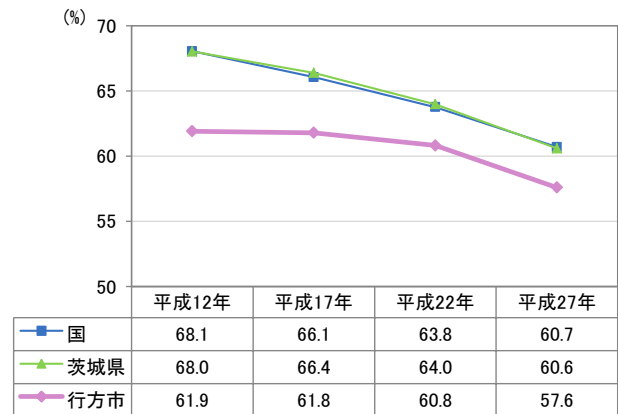
年少人口の人口比をみると、平成17年以降に県・国の水準を下回っており、平成27年には10.9%となっています。

生産年齢人口の人口比をみると、県・国の水準を下回っており、平成27年には57.6%となっています。

【年少人口比の比較】



【生産年齢人口比の比較】

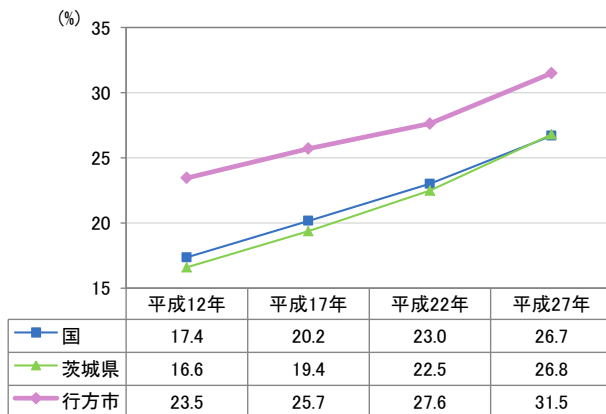


資料：国勢調査

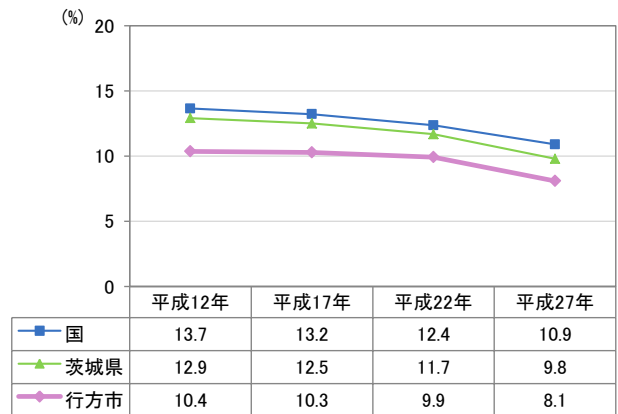
老年人口の人口比をみると、県・国の水準を上回って高齢化が進行しており、平成27年には31.5%となっています。

20-39歳女性の人口比をみると、県・国の水準を下回っており、平成27年には8.1%となっています。

【老年人口比の比較】



【20-39歳女性人口比の比較】



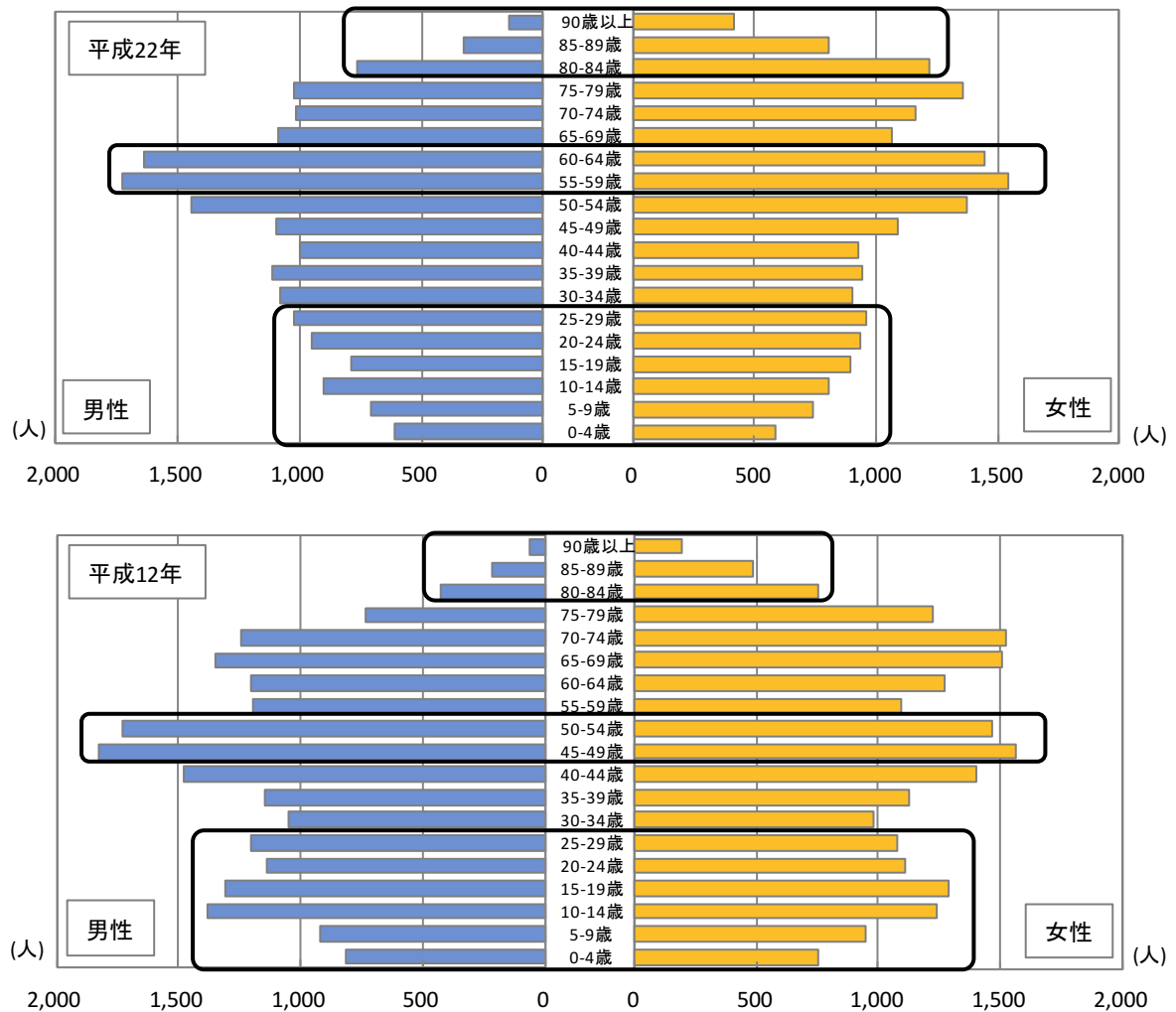
資料：国勢調査

③人口ピラミッド

年齢別の人口分布を示す人口ピラミッドにおいて平成22年と10年前の平成12年とを比較してみると、男女共に29歳以下の人口ピラミッドの底辺を支える部分が細くなっています。

団塊の世代が占める人口ピラミッドの横幅が最も広がっている年齢層をみると、平成12年では45-54歳で、平成22年では55-64歳と人口ピラミッドの重心が高くなっている様子がみられます。また、80歳以上の人口増加が進展しています。

【人口ピラミッド（平成22年・平成12年）】



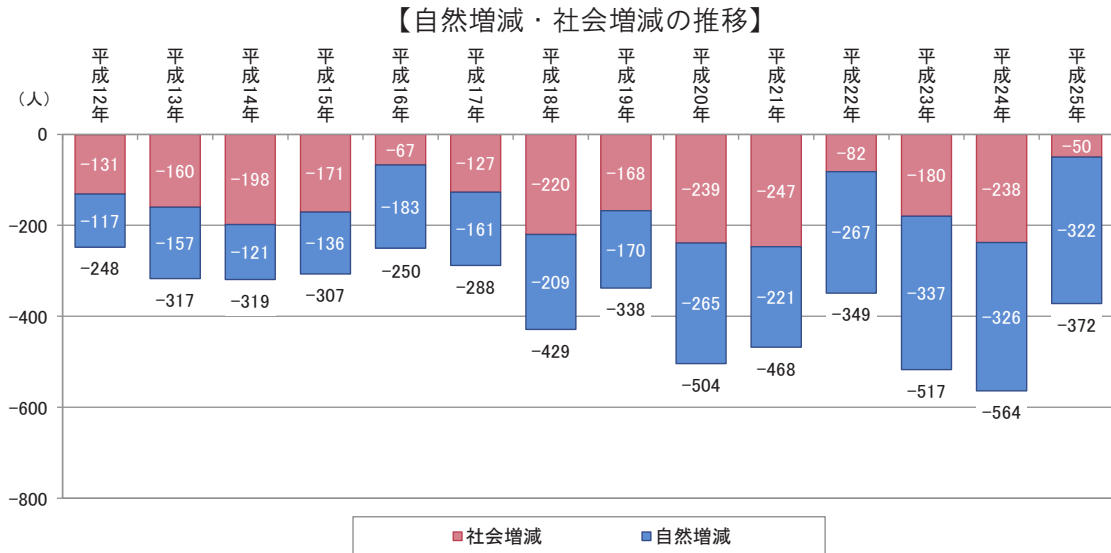
資料：国勢調査

(2) 人口動態の動向

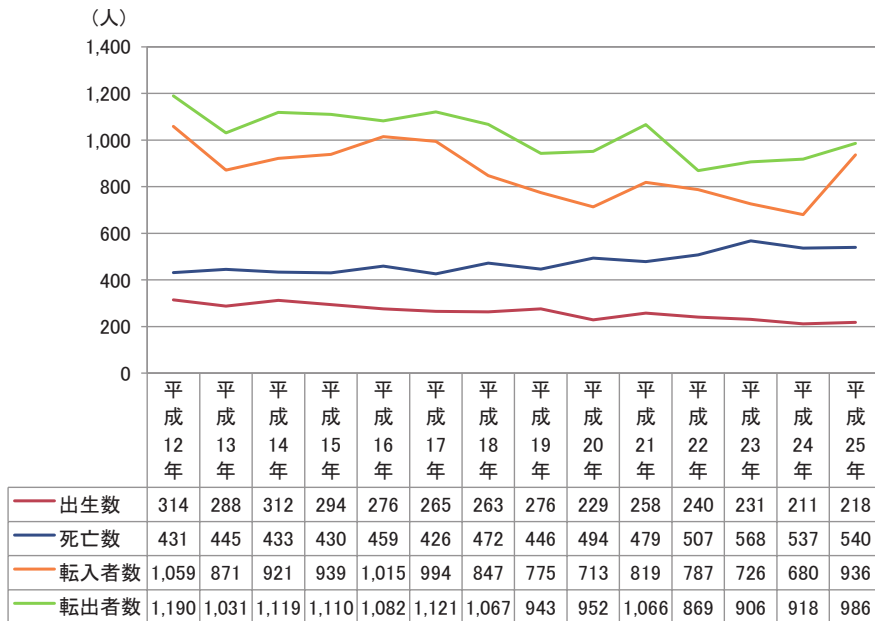
① 自然増減・社会増減の推移

自然増減をみると、高齢者の増加による死亡数の増加と少子化による出生数の減少により、特に平成23年以降では-300人台の自然減となっています。

社会増減をみると、年によってバラつきがあるものの、毎年-50人~-200人台の社会減となっています。



【出生数、死亡数、転入・転出者数の推移】



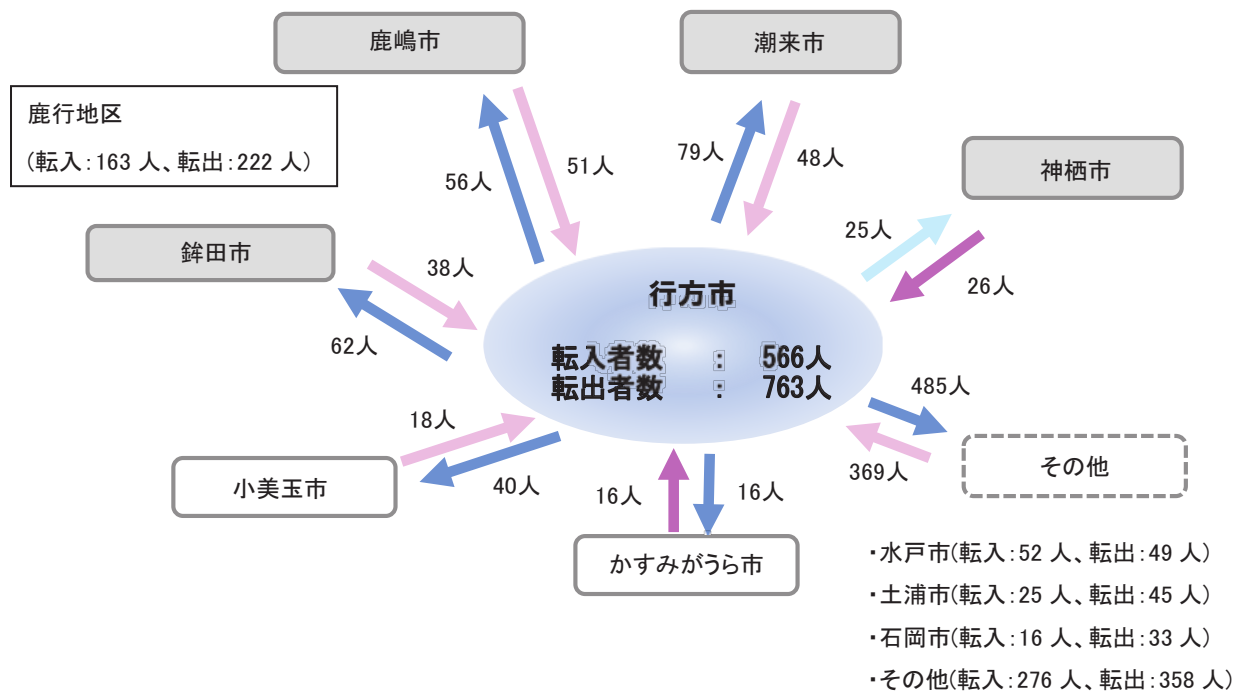
資料：厚生労働省「人口動態統計」、総務省「住民基本台帳人口移動報告」

②自治体間における人口移動（転入・転出）

平成 27 年における人口移動（転入・転出）をみると、転入者数が 566 人、転出者数が 763 人と、転出者数が 197 人上回っています。本市の転入者数に占める県内比率は 45.3%、転出者数に占める県内比率は 65.6%となっています。

鹿行地区をみると、転入者数が 163 人、転出者数が 222 人と、転出者数が 59 人上回っています。鹿行地区での転入元の自治体としては、鹿嶋市が 51 人と最も多く、次いで潮来市が 48 人となっています。また、転出先の自治体としては、潮来市が 79 人と最も多く、次いで銚田市が 62 人となっています。

【自治体間における人口移動（平成 27 年）】



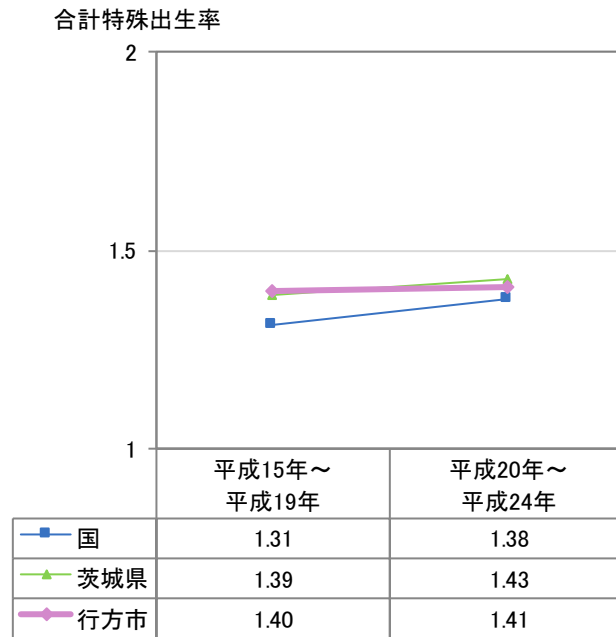
資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」（平成 27 年）

(3) 合計特殊出生率・年齢別出生率の推移

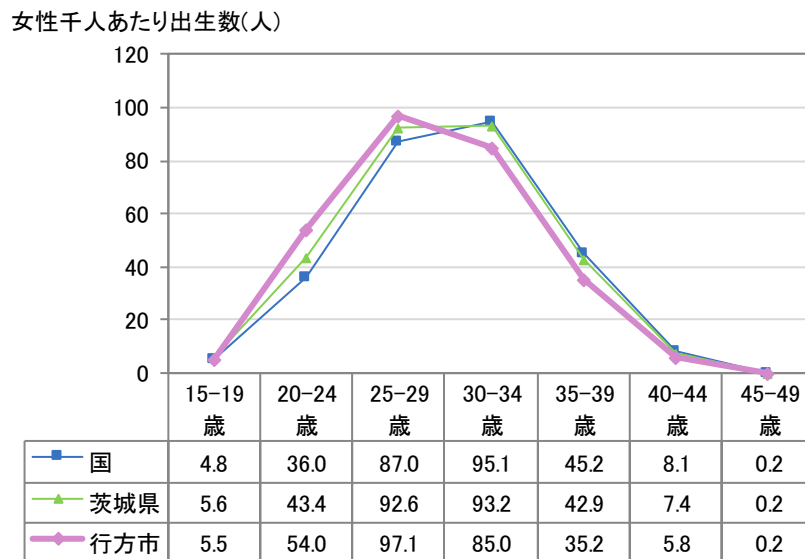
一人の女性が一生に産む子どもの数の目安である合計特殊出生率については、平成 20 年～平成 24 年（5 年平均値）で 1.41 となっており、国よりやや高く、県よりやや低い水準となっています。

母親の年齢別出生率をみると、20 歳代においては国と県の水準を上回っており、30～44 歳では国と県の水準を下回っています。

【合計特殊出生率（5 年平均値）の推移】



【年齢別出生率（平成 20 年～平成 24 年）】



資料：人口動態保健所・市町村別統計

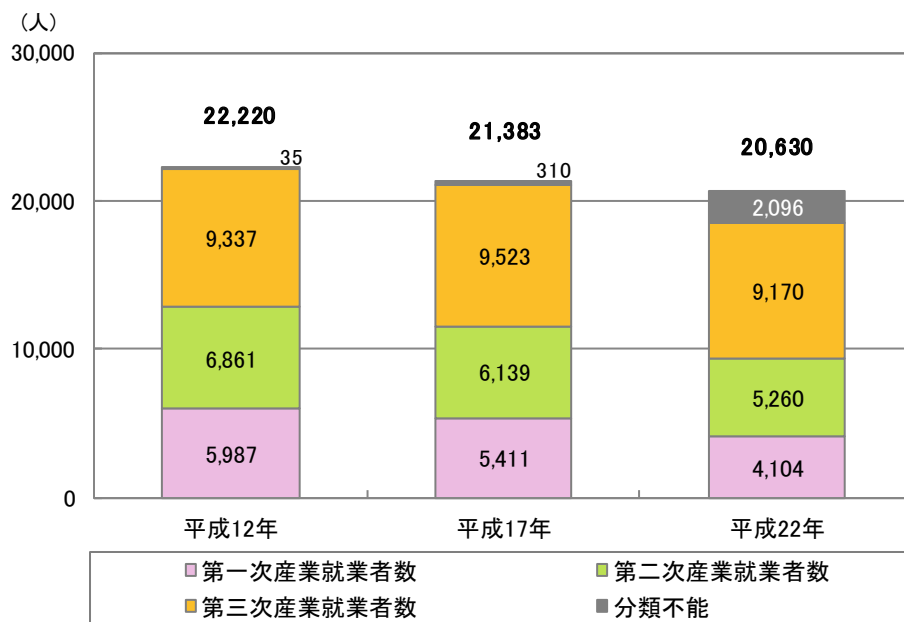
(4) 就業状況・産業等の動向

①産業（3部門）別就業者数の推移

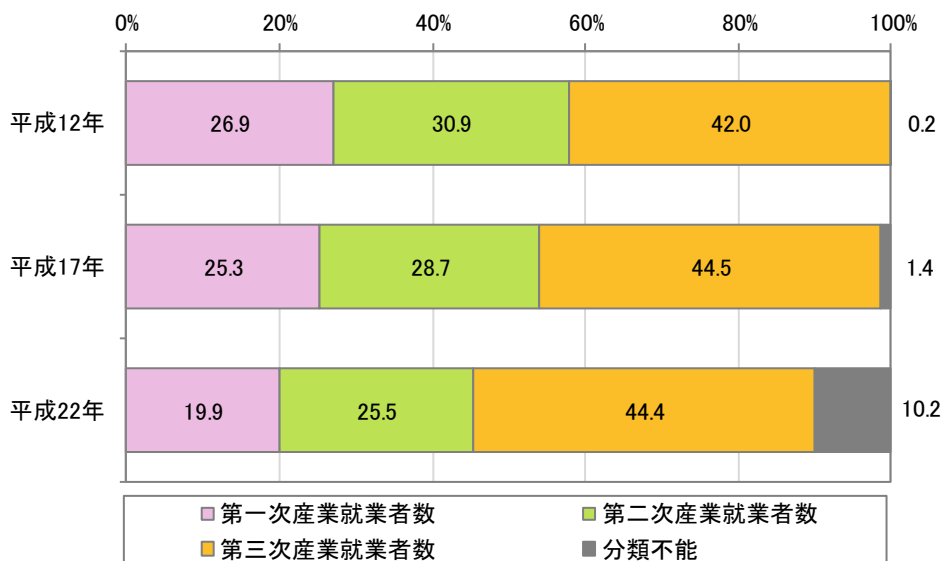
産業（3部門）別就業者数において平成22年と平成12年を比較してみると、第一次産業が1,883人（31.5%）、第二次産業が1,601人（23.3%）、第三次産業が167人（1.8%）減少しており、特に第一産業と第二次産業の就業人口の減少が顕著となっています。

また、産業（3部門）別構成比をみると、第一次産業と第二次産業の占める割合が減少している一方、分類不能の割合が増加しています。

【産業（3部門）別就業者数の推移】



【産業（3部門）別構成比の推移】



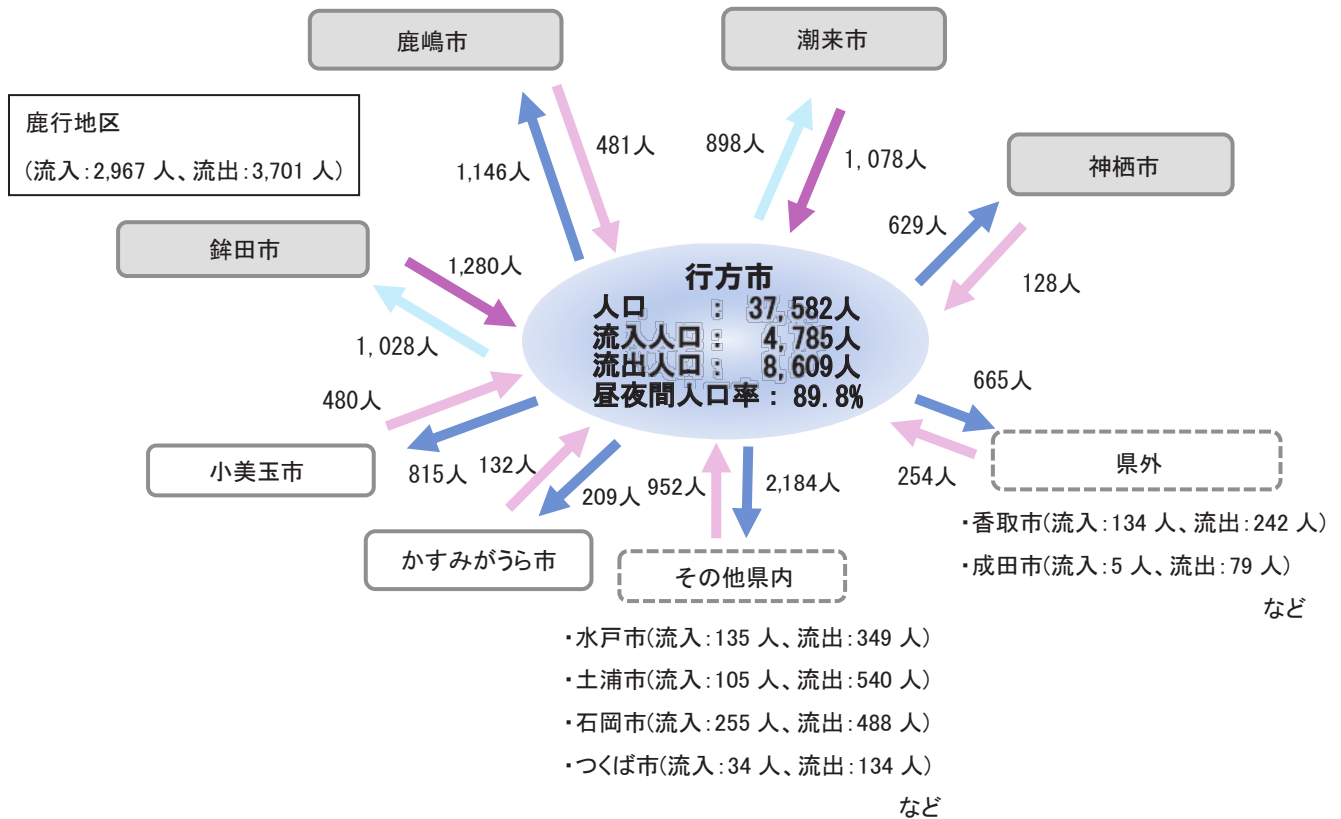
資料：国勢調査

②就業・通学による流出・流入人口

平成 22 年の本市の昼夜間人口率は 89.8%で、流入人口より流出人口が上回っています。

鹿行地区の流出人口をみると、流出人口が 3,701 人、流入人口が 2,967 人と、流出人口が 734 人上回っています。流出先の自治体としては、鹿嶋市が 1,146 人と最も多く、次いで銚田市が 1,028 人となっています。また、流入元の自治体としては、銚田市が 1,280 人と最も多く、次いで潮来市が 1,078 人となっています。

【自治体間における就業・通学による流出・流入人口（平成 22 年）】



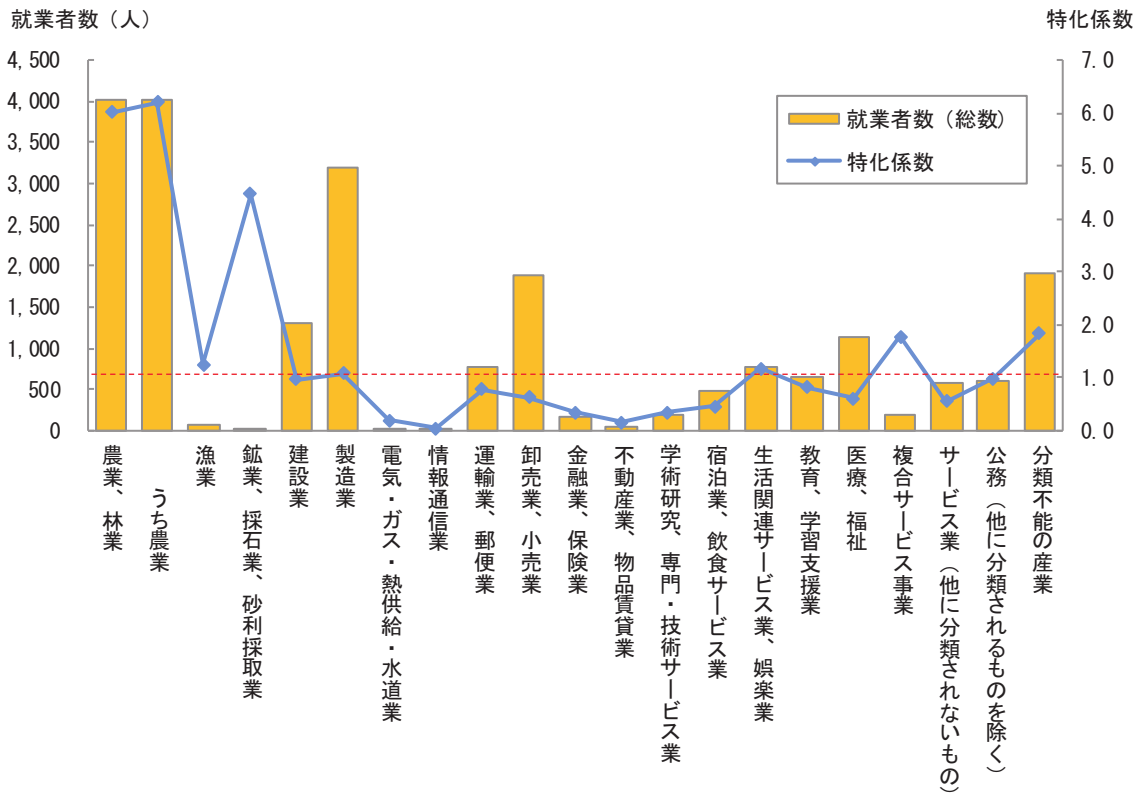
資料：国勢調査

※流出人口の総数は、県内外の就業、通学者の「不詳」を含むため、内訳の県内外の合計と一致しません。

③産業別就業者数と特化係数*

就業者数が多い産業としては、「農業」、「製造業」、「卸業、小売業」が挙げられます。これらの中で、特化係数が高い産業としては、「農業」が挙げられ、本市における主幹産業であることが裏付けられています。そのほか、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「複合サービス事業」や「分類不能の産業」の特化係数も1を上回っています。

【産業別就業者数と特化係数（平成22年）】



資料：国勢調査

※特化係数とは、自治体の就業者全体に占める産業別の構成比を、全国の産業別構成比で除した数値です。特化係数が「1」を超える産業は、全国平均と比較して就業者数が多いことになり、特化係数が高い産業ほど、当該自治体における就業者比率が高く、当該自治体の特色を示す産業であるといえます。

2. アンケート調査からみた状況

(1) 調査概要

本市では、総合戦略書及び本計画の策定に向け、市民の定住・転出意向をはじめ、今後のまちづくりに求めるもの、人口減少における将来の市のあり方等に関する幅広い意向とともに市外居住者における本市の認知や評価等を把握するためにアンケート調査を実施しました。

①行方市総合戦略書策定のための市民アンケート調査

調査対象者	行方市在住の20歳～80歳の男女（住民基本台帳より無作為抽出）
調査期間	平成27年5月11日～6月5日
調査方法	郵送による配布・回収
回収結果	配布数：3,000件 回収数：1,283件 回収率：42.8%

②行方市定住・移住促進計画策定のための市民アンケート調査

調査対象者	行方市在住の20歳～69歳の男女（住民基本台帳より無作為抽出）
調査期間	平成28年1月27日～2月22日
調査方法	郵送による配布・回収
回収結果	配布数：1,500件 回収数：581件 回収率：38.7%

③行方市定住・移住促進計画策定のための市外居住者向けアンケート調査

調査対象者	インターネットアクセスパネルより、行方市を除く鹿行地区居住者及び鹿行地区を除く1都6県居住者
調査期間	平成28年2月1日～2月22日
調査方法	インターネット調査
回収結果	回収数：900件

※上記以外に、ブランド総合研究所の「地域ブランド調査」のデータを掲載しており、調査概要は以下の通りです。

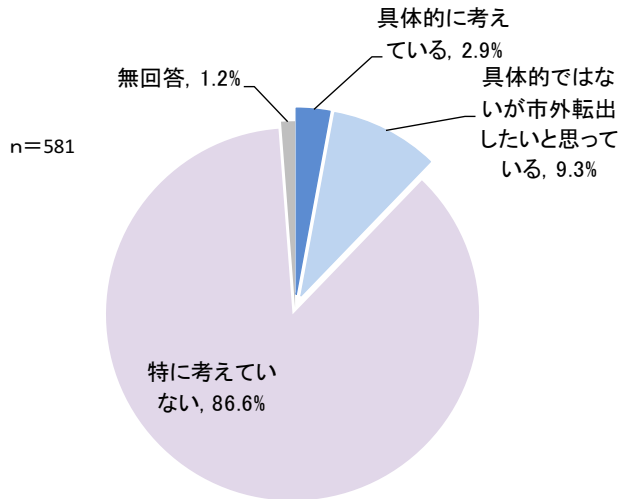
調査対象者	第10回調査 20～60代の消費者 第11回調査 20～70代の消費者
調査期間	第10回調査 平成27年6月24日～7月17日 第11回調査 平成28年6月24日～7月30日
調査方法	インターネット調査
回収結果	回収数：第10回調査 29,046人件、第11回調査 30,372人件

(2) 調査結果のポイント

① 「行方市民の定住・転出意向」について

「特に考えていない」定住意向は 86.6%となっています。一方、市外への転出意向は 12.2%で、特に 20 代女性の転出意向が 50.0%と高くなっています。

【行方市民の定住・転出意向】



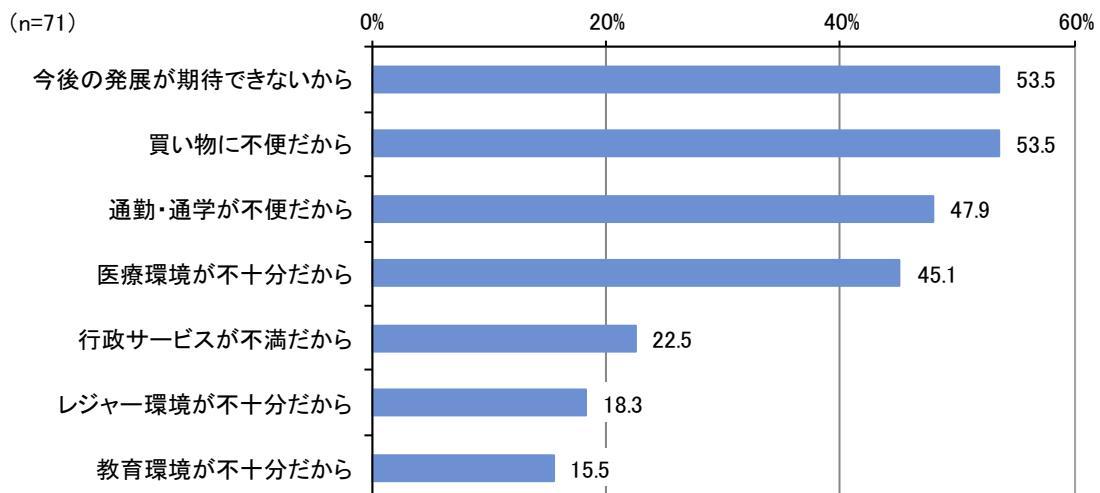
市外転出意向		12.2%	
	n	転出意向あり(%)	
男性 20代	28	21.4	
30代	37	13.5	
40代	41	14.6	
50代	36	2.8	
60代	104	5.8	
女性 20代	34	50.0	
30代	52	21.1	
40代	48	18.8	
50代	77	5.2	
60代	113	3.5	

資料：行方市定住・移住促進計画策定のための市民アンケート調査

② 「転出理由」について

「今後の発展が期待できないから」と「買い物に不便だから」がともに 53.5%と最も高く、次いで「通勤・通学が不便だから」(47.9%)、「医療環境が不十分だから」(45.1%)が上位として挙げられます。

【転出理由（上位7項目）】

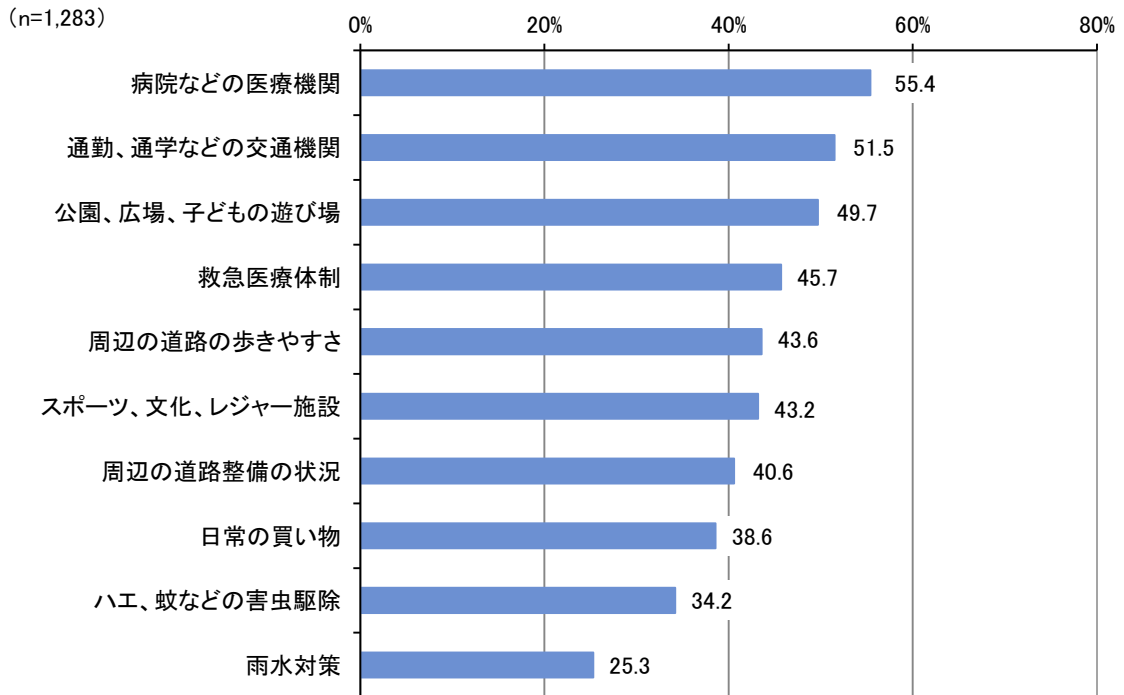


資料：行方市定住・移住促進計画策定のための市民アンケート調査

③ 「身近な環境の不満」について

「病院などの医療機関」が 55.4%と最も高く、次いで「通勤、通学などの交通機関」(51.5%)、「公園、広場、子どもの遊び場」(49.7%) が上位となっています。

【身近な環境の不満（上位 10 項目）】



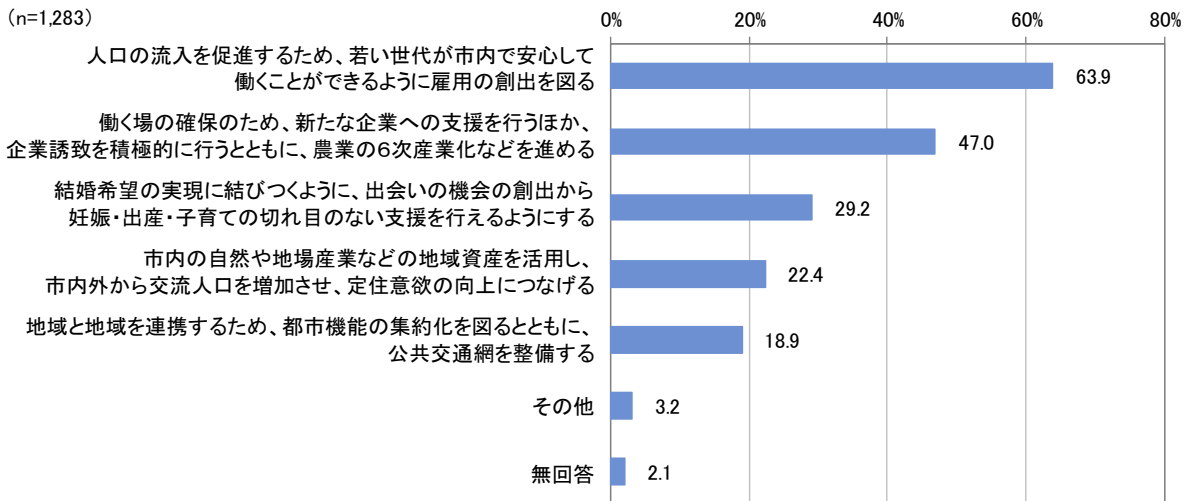
資料：行方市総合戦略書策定のための市民アンケート調査



④「人口減少対策として市が取り組むべきこと」について

「人口の流入を促進するため、若い世代が市内で安心して働くことができるように雇用の創出を図る」が63.9%と最も高く、次いで「働く場の確保のため、新たな企業への支援を行うほか、企業誘致を積極的に行うとともに、農業の6次産業化などを進める」が47.0%となっています。

【人口減少対策として市が取り組むべきこと】

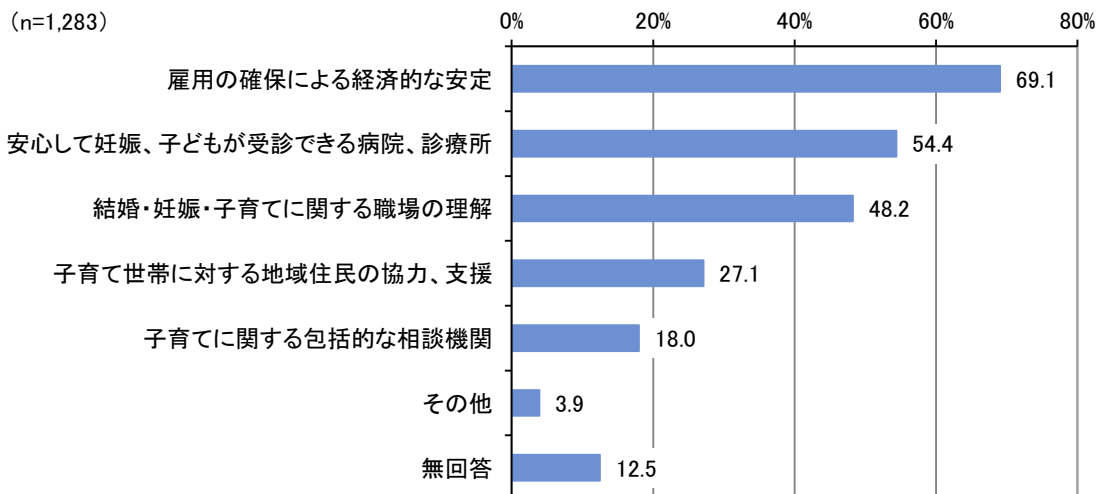


資料：行方市総合戦略書策定のための市民アンケート調査

⑤「安心して結婚・妊娠・子育てができる地域になるために必要なこと」について

「雇用の確保による経済的な安定」が69.1%と最も高く、次いで「安心して妊娠、子どもが受診できる病院、診療所」(54.4%)、「結婚・妊娠・子育てに関する職場の理解」(48.2%)が上位となっています。

【安心して結婚・妊娠・子育てができる地域になるために必要なこと】



資料：行方市総合戦略書策定のための市民アンケート調査

⑥「行方市内に不足する資源と改善への期待度」について

定住につながる改善への期待度としては、「商業施設」(75.2%)、「公共交通」(74.0%)、「医療体制」(71.6%)が上位となっています。

特に改善への期待が高い性別年代層としては、20代・30代の男女となっています。

【行方市内に不足する資源と改善への期待度】

(n=1,283)

項目	定住につながる改善への期待度 (全体及び性別・年代別上位2項目)	市内に不足する資源 (上位2項目)
商業施設	全体 75.2% 女性 20代 91.2% 男性 30代 89.2%	レストラン 57.1% 流行の洋服が買える店 51.1%
公共交通	全体 74.0% 男性 20代 85.7% 女性 20代 82.4%	駅(電車) 56.1%、 市外への公共交通 53.2%
医療体制	全体 71.6% 男性 30代 81.0% 女性 30代 80.8%	産婦人科 55.2% 休日・夜間・救急診療 54.4%
職業	全体 66.4% 女性 20代 85.3% 女性 50代 75.4%	技術的職業 18.6% 専門的職業 12.9%
公共施設	全体 57.7% 男性 20代 71.4% 女性 20代 70.6%	スポーツ施設・体育施設 34.9% 図書館 23.1%
子育てサービス	全体 56.1% 女性 30代 73.1% 男性 30代 72.9%	緊急時の保育 22.4% 放課後の居場所 19.6%

資料：行方市定住・移住促進計画策定のための市民アンケート調査

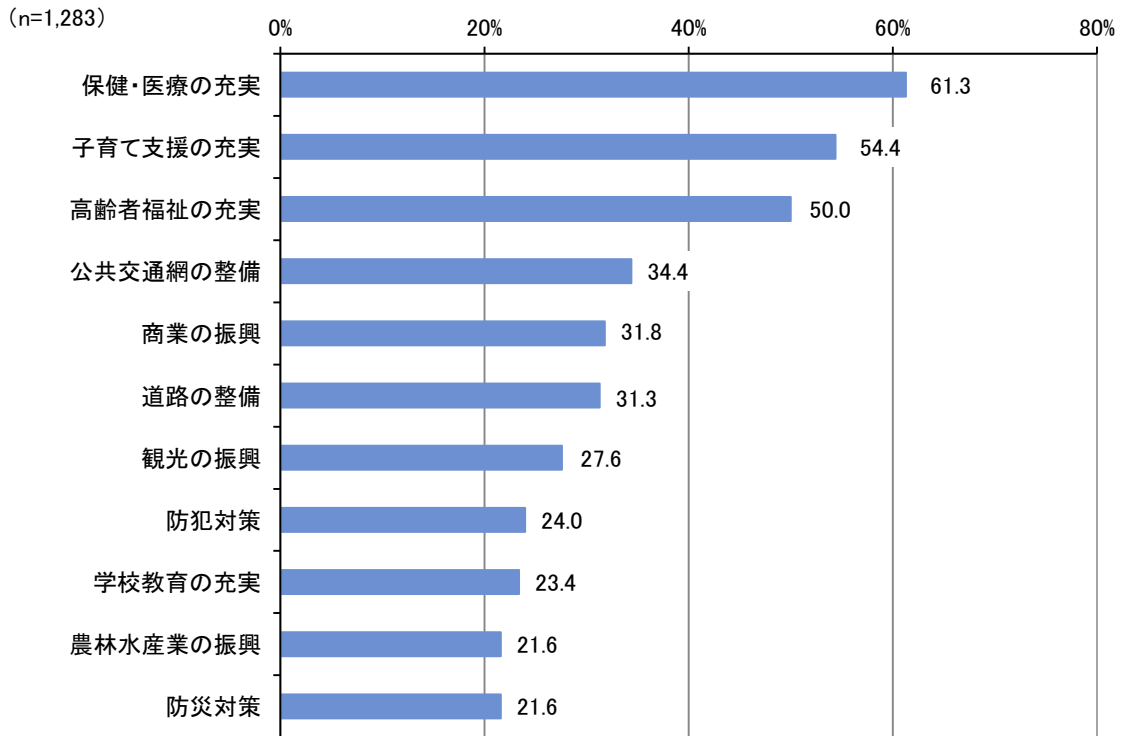


⑦「今後必要な重点施策」について

「保健・医療の充実」が61.3%と最も高く、「子育て支援の充実」(54.4%)、「高齢者福祉の充実」(50.0%)が上位となっています。

年代別をみると、20歳代と30歳代では「子育て支援の充実」が最も高くなっています。

【今後必要な重点施策／全体上位11項目】



【今後必要な重点施策／年代別上位3項目】

(n=1,283)

年代	今後必要な重点施策項目		
	1位	2位	3位
20歳代	子育て支援の充実 (64.6%)	保健・医療の充実 (53.1%)	高齢者施設の充実 (47.8%)
30歳代	子育て支援の充実 (71.8%)	保健・医療の充実 (63.3%)	高齢者施設の充実 (37.8%)
40歳代	保健・医療の充実 (67.3%)	子育て支援の充実 (57.8%)	高齢者施設の充実 (45.2%)
50歳代	保健・医療の充実 (57.9%)	高齢者施設の充実 (49.7%)	子育て支援の充実 (44.7%)
60歳代	保健・医療の充実 (62.0%)	高齢者施設の充実 (61.6%)	子育て支援の充実 (54.2%)
70歳代以上	高齢者施設の充実 (60.8%)	保健・医療の充実 (58.3%)	子育て支援の充実 (40.8%)

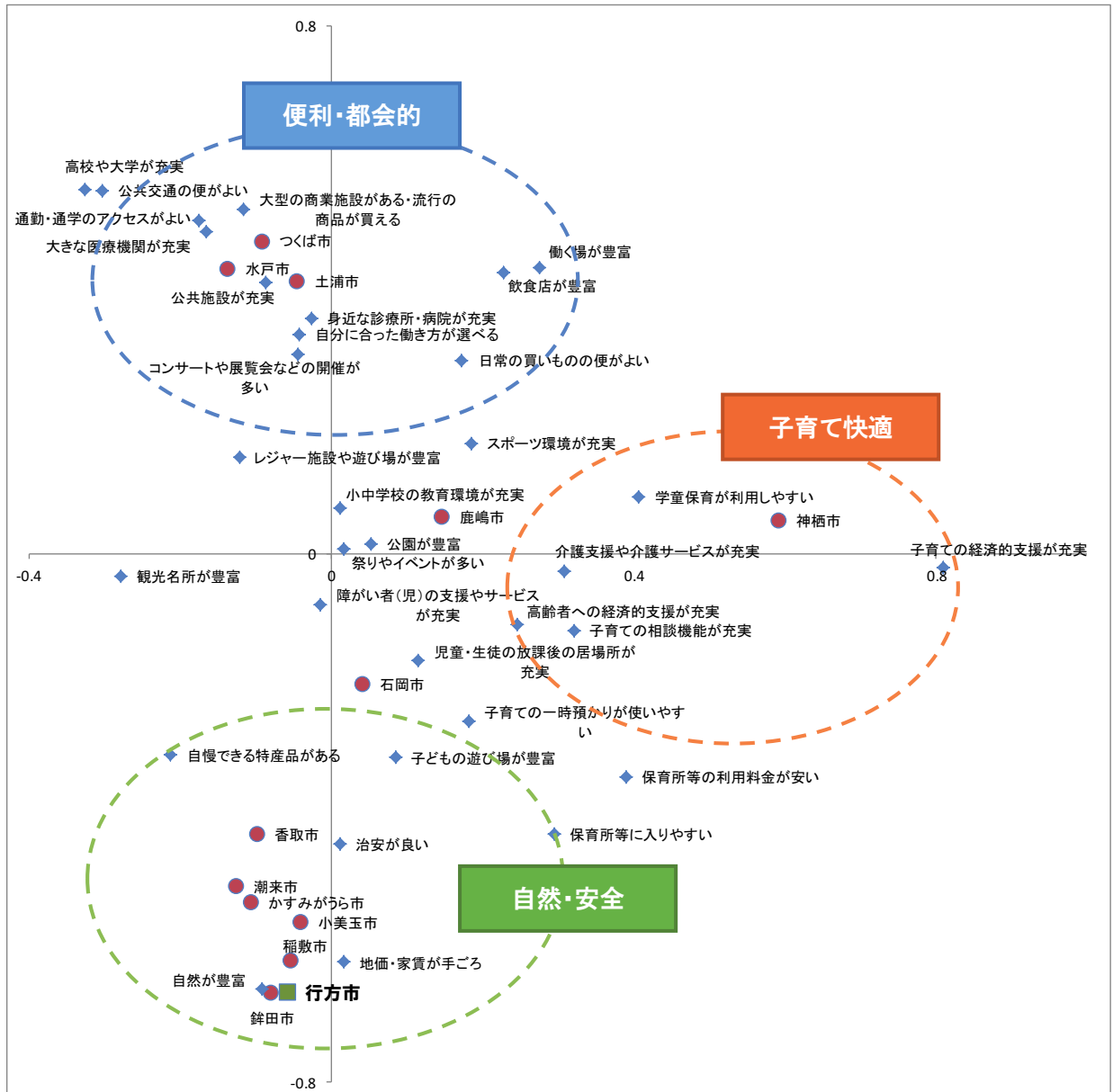
資料：行方市総合戦略書策定のための市民アンケート調査

⑧ 「市外居住者からみた行方市のイメージ」について

本市のイメージは「自然」「安全」「特産品」が挙げられるものの、他市との違いが不鮮明で、市外居住者を呼び込むための基盤不足がうかがわれます。

【市外居住者からみた行方市のイメージ（コレスポネンス分析※によるマッピング）】

(n=900)



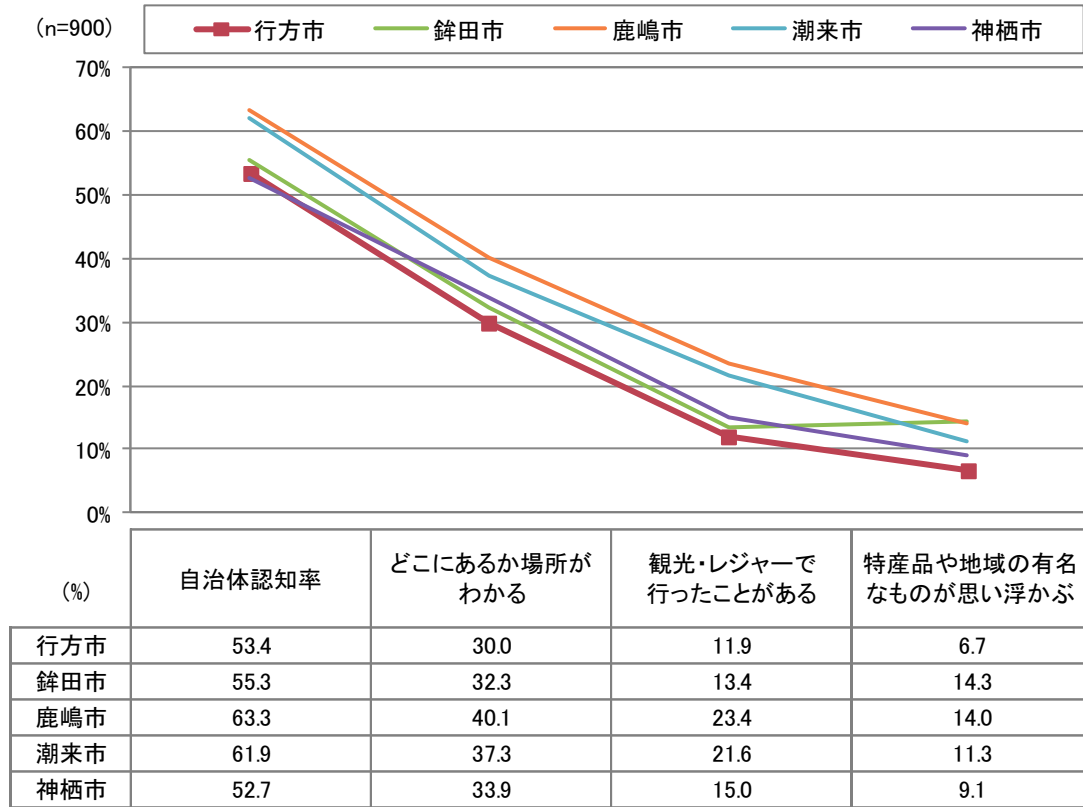
資料：行方市定住・移住促進計画策定のための市外居住者向けアンケート調査

※コレスポネンス分析: 多変量解析のひとつで、クロス集計表を用い、カテゴリー(表頭(水平軸):今回はそれぞれのイメージ項目)と回答者(表側(垂直軸):今回は各市)の関係性を二次元上マップ上に可視化する分析手法です。似通ったイメージは近くに、違いがあるものは遠くに置かれ、イメージの相対的な位置関係から各項目の類似性を視覚的に捉えることができます。

⑨ 「市外居住者における行方市の認知・来訪経験等」について

本市の認知率は 53.4%で、観光・レジャーでの来訪経験は 11.9%となっています。鹿行地区の他市と比べてみると、認知率・来訪経験等すべての項目で低い水準となっています。

【市外居住者における行方市の認知・来訪経験等】



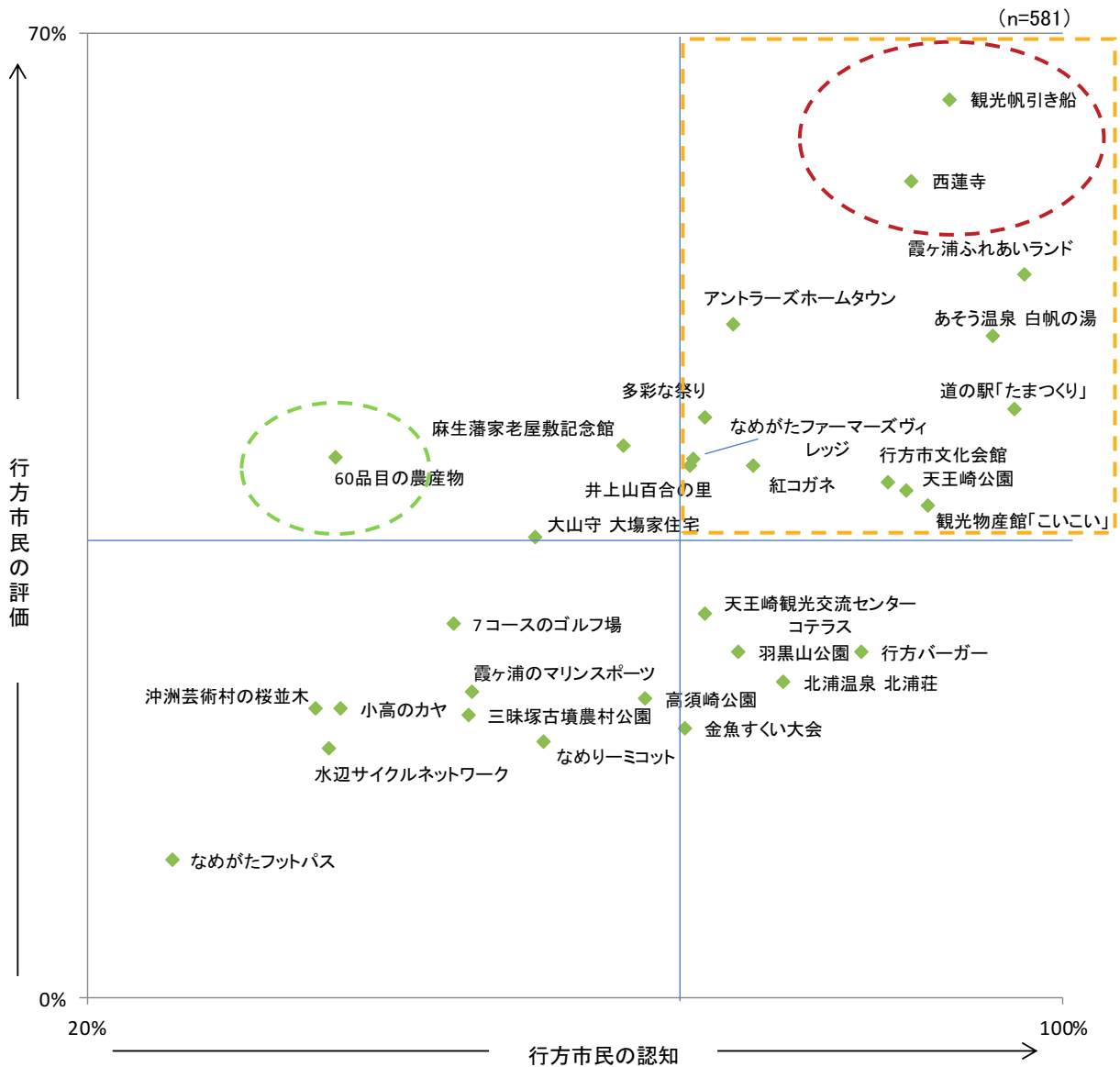
資料：行方市定住・移住促進計画策定のための市外居住者向けアンケート調査

⑩ 「市内居住者における行方市の地域資産の認知と評価」について

「観光帆引き船」と「西蓮寺」は認知、評価ともに高く、行方市民のシンボリック資産ととらえられます。

一方「60品目の農産物」に関しては、評価に対して認知が相対的に低く、PRの強化が求められる地域資産となっています。

【市内居住者における行方市の地域資産の認知と評価】



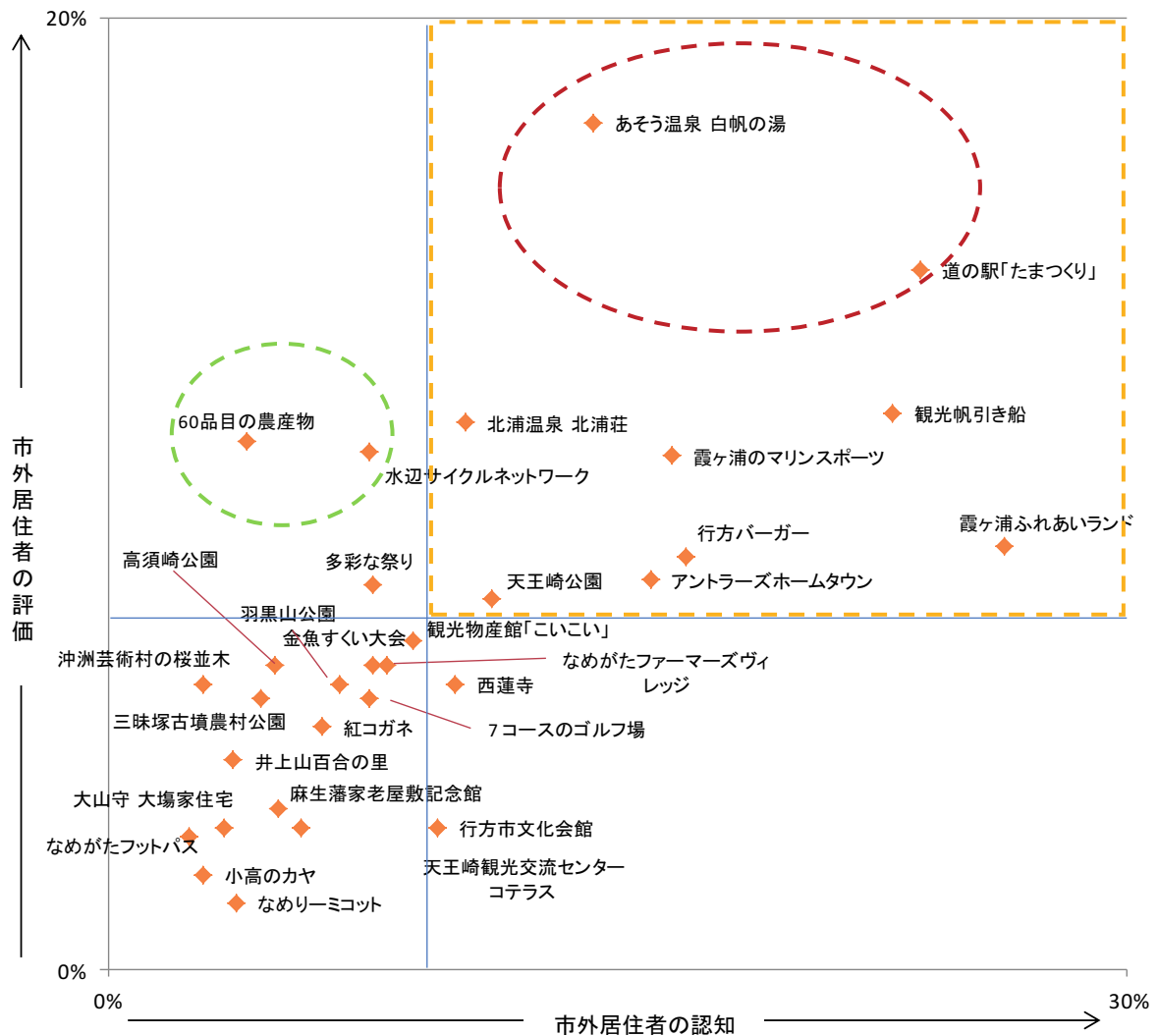
⑪ 「市外居住者における行方市の地域資産の認知と評価」について

「あそう温泉 白帆の湯」と「道の駅『たまつくり』」は認知、評価ともに高く、比較的良好な地域資産ととらえられます。

一方「60品目の農産物」「水辺サイクルネットワーク」に関しては、評価に対して認知が相対的に低く、PRの強化が求められる地域資産となっています。

【市外居住者における行方市の地域資産の認知と評価】

(n=900)

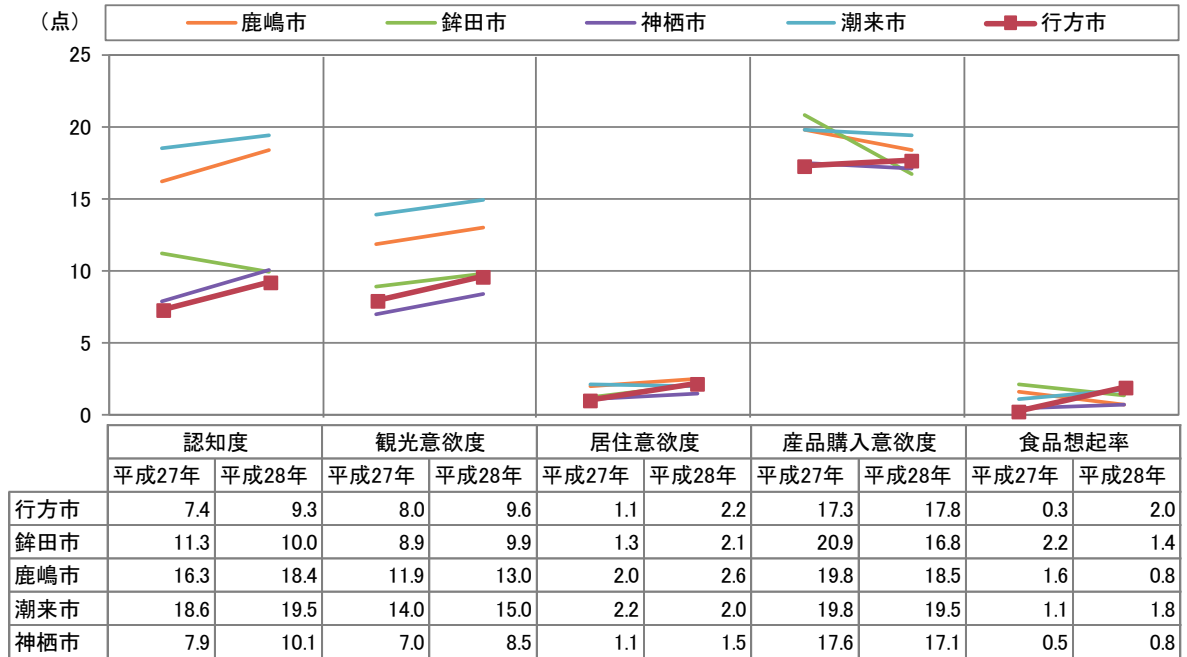


資料：行方市定住・移住促進計画策定のための市外居住者向けアンケート調査

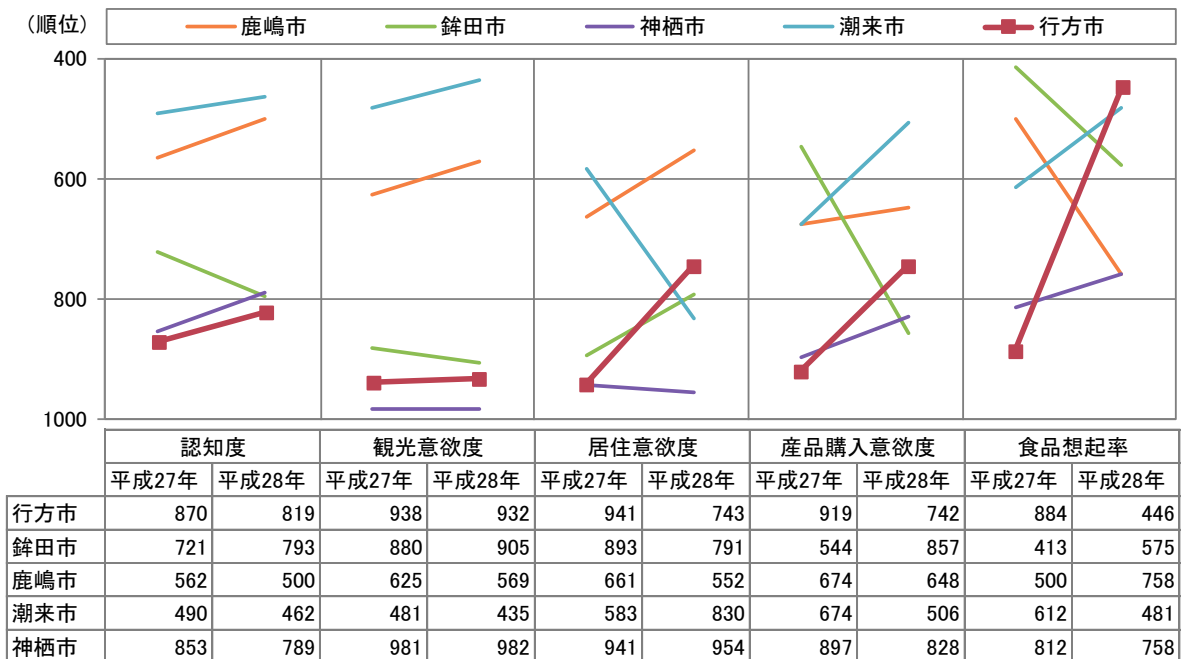
（参考）『地域ブランド調査』からみた認知度等について

本市の状況を見ると、平成28年の食品想起率が鹿行地区で最も高く、平成28年の居住意欲度が鹿嶋市に次いで高くなっています。一方、認知度と観光意欲度は、鹿行地区において低い水準となっています。

【点数による鹿行地区の認知度等の状況】



【全国1,000市町村での順位による鹿行地区の認知度等の状況】



資料：ブランド総合研究所『第11回地域ブランド調査2016ハンドブック』

3. 課題のまとめ

本市における統計データやアンケート調査を踏まえ課題を整理すると、以下のような4つにまとめられます。

- 人口減少が続く中、アンケート調査では「人口の流入を促進するため、若い世代が市内で安心して働くことができるように雇用の創出を図る」(63.9%)と「働く場の確保のため、新たな企業への支援を行うほか、企業誘致を積極的に行うとともに、農業の6次産業化などを進める」(47.0%)が上位に挙げられており、雇用の創出と産業振興が求められています。
- アンケート調査での転出意向として特に20代女性が多いとともに、定住につながる改善への期待が高い(現状に対する不満が高いと考えられる)層としては、20代・30代の男女が多く、若者や子育て世代に向けた取り組みの強化が求められています。
- アンケート調査での定住につながる改善への期待項目をみると、「商業施設」(75.2%)、「公共交通」(74.0%)、「医療体制」(71.6%)が上位となっており、これらの項目は転出理由や身近な環境の不満点としても上位に挙げられていることから、生活環境の改善等定住につながる施策としての取り組みが求められています。
- 市外居住者のアンケート調査をみると、本市の認知・来訪経験等は鹿行地区の中でも低い水準となっており、評価は高いもののあまり知られていない「60品目の農産物(野菜王国)」や「水辺サイクルネットワーク」をはじめとする地域資産の情報発信の強化が求められています。



第3章 計画の方向性

1. 将来像

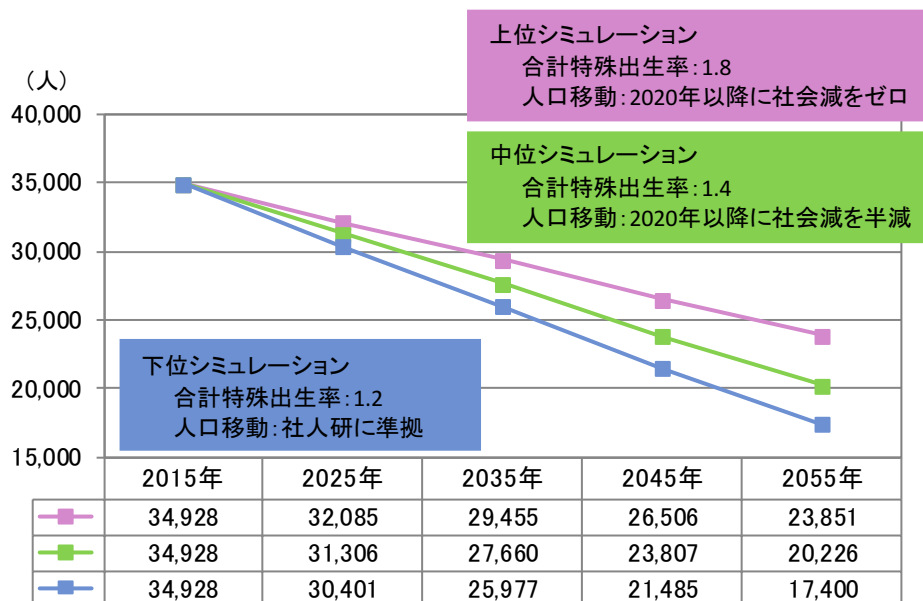
本計画の将来像は、行方市総合戦略書における市の将来像で示された「笑顔で住み続けたいまち、行方」に沿う形で、定住・移住を促進します。

笑顔で住み続けたいまち、行方

2. 基本方針

方針1. 人口規模の維持（人口減少の緩和）

本計画は、本市の将来人口の方向性を示した人口ビジョンにおける下位シミュレーションの人口になる可能性があることを認識しつつ、上位シミュレーションの人口を目指して、人口規模が維持できることを目指します。



資料：行方市総合戦略書

方針2. 市内・市外のバランスに配慮した施策の展開

本計画は、移住者向けの施策に偏らず、定住者向けの施策の充実を通じ市の魅力を高め、その魅力を市内外に情報発信していくことを基本とします。

3. 基本目標

本計画では、将来像の実現に向けて、4つの基本目標を定めて、本市の定住・移住促進に取り組んでいきます。

基本目標 1 雇用の確保及び産業振興

若者を中心とする本市での就労支援とともに、農業をはじめとする地域産業の活性化や企業誘致等に取り組み、本市内の就労の場の確保を図ります。

基本目標 2 出会い・結婚から子育て支援の充実

若者に対する結婚・妊娠・出産・子育て、また、子どもの教育に至るまで一貫した支援を行うことで、少子化の抑制を図ります。

基本目標 3 安全で住みよい生活環境の充実

移住先の住まいの確保等の住環境の充実をはじめ、地域公共交通・道路環境や健康で安全な生活環境の充実に取り組み、安心して快適に住み続けられるまちづくりを目指します。

基本目標 4 情報発信及び誘致・受け入れ体制の充実

本市の魅力の情報発信を強化していくとともに、移住希望者に対する誘致促進と受け入れ体制の充実に取り組みます。

4. 施策の体系



【基本目標 1 及び 2 のライフステージ別項目一覧】

施策	項目(取り組み事業)	対象となるライフステージ								掲載ページ
		出会い・結婚期	妊娠・出産期	乳児期 (0～1歳未満)	幼児期 (1歳～就学前)	小学生	中学生	高校生	その他	
1-1 就職の支援	労働行政推進事業									P29
	職場体験・就職面談事業									P29
1-2 農業の担い手確保に向けた支援	就農定着支援事業									P30
1-4 企業誘致・創業支援	創業支援事業									P31
2-1 出会い・結婚支援の充実	結婚対策支援事業									P33
2-2 子育て支援の充実	子育てコンシェルジュ(仮称)									P33
	子育て広場事業									P33
	子育て相談室									P33
	各種相談事業									P34
	教育相談事業									P34
	家庭相談事業									P34
	一時預かり体制の構築									P34
	病児保育事業									P34
	病後児保育事業									P34
	放課後児童クラブ/降園後保育									P34
	放課後こども教室									P34
	児童手当支給事業									P34
	保育所児童運営事業(保育所事業)									P34
	幼稚園児送迎事業									P34
	子育て世代包括支援センター(仮称)									P34
	乳児育児用品等購入費助成事業									P34
子育てママ応援事業									P34	
2-3 教育環境の充実	外国語指導助手(ALT)事業									P35
	小中一貫教育推進事業									P35
	中学生海外派遣研修事業									P35
	私立幼稚園就園奨励費事業									P35
	就学援助費事業									P35
	教育相談事業【再掲】									P35
	スクールバス運行事業									P35
	ふれあいスタディ									P35
2-4 医療・福祉・健康づくりの充実	各種健診事業									P36
	児童生徒の健康維持増進事業									P36
	幼稚園児の健康維持増進事業									P36
	栄養教室									P36
	病院群輪番制病院運営事業									P36
	夜間小児救急診療所運営事業									P36
	医療福祉費(マル福)事業									P36
	出産ほう賞金事業									P36
	妊婦・乳幼児健診事業									P36
	不妊治療費助成事業(相談)									P36
	ひとり親家庭への支援	高等職業訓練促進事業								
母子・父子・寡婦福祉資金貸付相談支援										P36
保育料等の軽減・減免等										P36
授業料の免除										P37
医療福祉費(マル福)事業【再掲】										P36

【「施策1-2 農業の担い手確保に向けた支援」の就農におけるステップ項目一覧】

区分	項目（取り組み事業）
ステップ1 就農体験	○就農定着支援事業 農業改良普及センター等と協力し、受け入れ先を紹介しします。（農林水産課に相談）
ステップ2 就農	○就農定着支援事業 ステップ1での受け入れ先や農業生産法人等を支援しします。
ステップ3 農地の取得	○農地の権利移転・転用・相談事業 （農業委員会に相談）
ステップ4 農家要件を満たす 5,000 m ² の農地取得等	○青年就農給付金事業 ○農業後継者団体・担い手育成事業

【住宅整備事業等の工程表】

事業名		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
定住・移住促進 住宅整備事業	1期地区	諸調査	制度設計 公募	施設整備 入居者募集	入居	
	2期地区	1期地区の公募の状況等を精査し、実施の判断をする。				
地域おこし協力隊 活用事業	1期	制度設計 予算措置・公募	活動開始 定住促進事業等	定住促進事業等	定住促進事業等 起業準備	定住・起業
	2期	1期目の状況を精査し、募集の判断をする。募集をする場合は、31年度に行う。				

第4章 施策の展開

基本目標1 雇用の確保及び産業振興

1-1 就職の支援

方向性

無料職業紹介所やホームページサイト「なめがた お仕事情報局」を通じ、市内の求人情報等を充実させ、若者等の就職支援に取り組みます。また、市内児童生徒に対し職場体験等、地元企業への就職促進に取り組みます。

取り組み内容

項目	概要
労働行政推進事業	現在開設している無料職業紹介所に加え、市内の企業の製品・技術・求人情報等を一つにまとめたホームページサイト「なめがた お仕事情報局」を構築し、就労支援とともに企業間マッチング等を推進し、雇用拡大を図ります。 また、事業者に対し、「生活賃金」についての助言・指導を行います。
職場体験・就職面談事業	小・中・高の市内児童生徒に対し、職場体験や就職面談等に取り組み、地元企業への就職促進を図ります。



1-2 農業の担い手確保に向けた支援

方向性

就農希望者に対する就農場所の紹介や若手農家に対する給付金、消費者との交流等を通じ、農業の担い手確保に取り組みます。

取り組み内容

項目	概要
就農定着支援事業	行方地域就農支援協議会を通じ、県内で開催している「新農業人フェア」に出展し、就農希望者に対し市内の就農場所を紹介していきます。
青年就農給付金事業	就農5年目までの若手農家に対し、給付金による支援を行うことにより、農業への定着を図ります。
農業後継者団体・担い手育成事業	消費者との交流を図り、産地や農産物への理解促進を図ります。
農地の権利移転・転用・相談事業	新規就農者(移住者)に対して、農地の取得、利用権の設定等の相談や指導を行い、農地の適正な利活用、保全を図ります。
耕作放棄地再生利用緊急対策事業	耕作放棄地の再生作業等に対し、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の交付による支援を行い、耕作放棄地の解消を推進します。



1-3 産業の活性化支援

方向性

地域資源を掘り起こし、地域間競争に打ち勝つことができる付加価値の高い商品づくりや新たな消費、販路を切り拓いていく6次産業化への取り組みを推進します。

取り組み内容

項目	概要
6次産業化推進事業	本市の地域資源を活かした6次産業化への取り組みを支援します。
なめがた6次産業化農商工連携ビジネス地域創生事業	「なめがた6次産業化農商工連携ビジネスセミナー」を開催し、ビジネスリーダーの育成を行います。

1-4 企業誘致・創業支援

方向性

東関東自動車道水戸線の全線開通を見据えた企業の誘致活動をはじめ、起業セミナーの開催等による創業支援に取り組みます。

取り組み内容

項目	概要
産業立地推進事業	東関東自動車道水戸線の全線開通を見据えた企業の誘致活動を行い、雇用促進や産業振興を図ります。
創業支援事業	新規起業者の掘り起こしを図るため、起業セミナーの開催や相談窓口の開設に取り組みます。 また、税制優遇措置や補助金の創設、チャレンジショップ等の取り組みを目指します。
労働行政推進事業【再掲】	現在開設している無料職業紹介所に加え、市内の企業の製品・技術・求人情報等を一つにまとめたホームページサイト「なめがた お仕事情報局」を構築し、就労支援とともに企業間マッチング等を推進し、雇用拡大を図ります。 また、事業者に対し、「生活賃金」についての助言・指導を行います。
東関東自動車道水戸線整備促進事業	県及び沿線市と連携を図り、国に対して早期開通に向けた要望活動を行うとともに、地域活性化に向けた取り組みを行います。

基本目標 1 における成果目標

施策	項目	指標	成果目標
1-1 就職の支援	労働行政推進事業	「なめがた お仕事情報局」求人登録件数	60 件
1-2 農業の担い手確保に向けた支援	就農定着支援事業	新規就農者数	25 人
		就農支援アドバイザー数	10 人
		就農支援アドバイザー組織の設置	—
	青年就農給付金事業	青年就農給付金活用者数	20 人
	耕作放棄地再生利用緊急対策事業	耕作放棄地の解消面積	8.0 ha (年間で 2.0ha 解消)
1-3 産業の活性化支援	なめがた 6 次産業化農商工連携ビジネス地域創生事業	なめがた 6 次産業化農商工連携ビジネスリーダー数	40 人
1-4 企業誘致・創業支援	産業立地推進事業	企業誘致件数	4 件
	創業支援事業	創業支援者数	3 件
	労働行政推進事業	事業者に対する「生活賃金」についての助言・指導件数	6 件

※成果目標の数値は、総合戦略書等より



基本目標 2 出会い・結婚から子育て支援の充実

2-1 出会い・結婚支援の充実

方向性

ふれあいパーティや婚活セミナーの開催等を通じ、本市の若者の出会い・結婚支援に取り組めます。

取り組み内容

項目	概要
結婚対策支援事業	近隣市町村との連携による、ふれあいパーティや婚活セミナーの開催とともに、若者の結婚支援ボランティア「チームOSK」の活動支援に取り組めます。 また、いばらき出会いサポートセンターへの入会登録料の一部助成を行い、相談支援体制の充実を図ります。
結婚新生活支援事業	婚姻に伴う新生活を経済的に支援し、負担軽減を図ることを目的に、新規に婚姻した世帯の住宅貸借費用の一部補助を行います。

2-2 子育て支援の充実

方向性

子育てに関する情報提供や相談体制の充実をはじめ、保育サービスや園児の移動手段の充実、放課後児童の健全育成等、子どもを安心して預けられ、仕事と子育てが両立できる環境づくりに取り組めます。

取り組み内容

項目	概要
子育てコンシェルジュ (仮称)	子育て世代包括支援センターの開設に合わせて、子育てに関する相談人(コンシェルジュ)を配置し、相談業務のさらなる充実を図ります。
子育て広場事業	就学前の子どもと親が触れ合える場所を提供します。
子育て相談室	子育て世代包括支援センターを設立し、子育てに関して何でも相談できる相談窓口のワンストップ化を図ります。

各種相談事業	乳幼児健康相談、育児相談、母乳相談等で適切な育児情報の提供を行い、母乳・育児支援、及び不安の解消、保護者同士の情報交換や交流を図ります。
教育相談事業	不登校の児童生徒に対し、教育相談や適応指導の場を設け、学校及び関係諸機関との連携を通じ学校生活への復帰及び社会生活への適応を支援します。
家庭相談事業	児童相談所や関係機関と連携・情報共有する中で、家庭や学校での問題を抱えている方々の相談に対応します。
一時預かり体制の構築	保育園や学童保育で、台風で親の送迎ができない場合等に対応し、各公民館、地区館（地区集会所）での場所の確保及びボランティア体制の構築等による一時預かり体制の構築を図ります。
病児保育事業	病気の児童に対し、病院・保育所等で一時的に保育していきます。
病後児保育事業	病気の回復期の児童に対し、保育所等で一時的に保育していきます。
放課後児童クラブ／ 降園後保育	保護者の方が就労や病気療養中等の理由により、適切な保護を受けられない児童・幼児を対象に、放課後や降園後において遊びや生活の場を提供します。
放課後こども教室	子どもたちの安全安心な居場所を設け、地域の方々の参加を得て、文化活動と交流活動を実施します。
児童手当支給事業	家庭における生活の安定と児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的に、児童を養育されている方に助成を行います。
保育所児童運営事業 （保育所事業）	特定保育・一時保育・休日保育・障害時保育・病後児保育等、多様な保育サービスの提供に努めます。現在まで待機児童が生じていない保育所運営が進められてきているため、この状況を維持継続できる運営に努めます。
幼稚園児送迎事業	園児の移動手段としての送迎バス、送迎タクシーの運行を行います。
子育て世代包括支援センター （仮称）	妊娠期から子育て期にわたって、切れ目のない子育てサポートと総合的な相談窓口となる施設を設置・運営します。
乳児育児用品等購入費助成事業	乳児が満1歳になる日までに、おむつ関連用品及び授乳関連用品の購入に係る費用の助成を行います。（上限 20,000 円）
子育てママ応援事業	妊娠届時に妊婦服セットのギフト券を支給します。

2-3 教育環境の充実

方向性

外国語教育や国際理解教育の充実をはじめ、教育相談や学習支援等、本市を担う子どもたちの教育環境の充実に取り組みます。

取り組み内容

項目	概要
外国語指導助手（ALT）事業	市立幼稚園や小中学校において、園児や児童生徒の外国語教育や国際理解教育を充実します。
小中一貫教育推進事業	新中学生となった時に新しい環境に馴染めないことからいろいろな問題が生じる「中1ギャップ」の解消や子どもの多様な資質能力を伸ばすため、小中学校の系統的、連続的な教科指導や生徒指導を展開します。最終的には幼・小・中の連携を目指していきます。
中学生海外派遣研修事業	未来を担う中学生を海外に派遣し、語学研修と異文化に触れることで国際感覚を養います。
私立幼稚園就園奨励費事業	子ども子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園に通園させている家庭に保育料の補助を行います。（市内に私立幼稚園はないため、市外へ通園する場合のみ対応していきます）
就学援助費事業	経済的理由により就学が困難な児童生徒等の保護者に対し、援助を行います。 また、特別支援学級に在籍する児童生徒等の保護者に対し、援助を行います。
教育相談事業【再掲】	不登校の児童生徒に対し、教育相談や適応指導の場を設け、学校及び関係諸機関との連携を通じ学校生活への復帰及び社会生活への適応を支援します。
スクールバス運行事業	遠距離通学となった児童生徒に対し、スクールバスを運行し、通学手段の確保を図ります。
ふれあいスタディ	学ぶ意欲をもった児童等に対し、地域の方々の協力のもと公民館施設等を活用し学習機会を提供します。

2-4 医療・福祉・健康づくりの充実

方向性

各種健康診断をはじめ、医療費の助成や園児・児童生徒の健康維持増進等、子どもたちの医療・福祉・健康づくりの充実に取り組みます。

取り組み内容

項目	概要
各種健診事業	疾病の早期発見早期対策につながる健診や主に 65 歳未満の方への健康教育・健康相談・訪問等を行います。
児童生徒の健康維持増進事業	児童生徒の健康診断を行い、疾病予防とともに適切な治療に取り組みます。また、体力テストによる体育の指導改善と充実に取り組みます。
幼稚園児の健康維持増進事業	園児の健康診断を行い、疾病予防とともに適切な治療を行います。
栄養教室	バランスのよい食べ方と適量を身につける教室を開催します。
病院群輪番制病院運営事業	休日や夜間における救急医療の確保のため、行方市、小美玉市、鉾田市の 4 病院による病院輪番制を実施します。
夜間小児救急診療所運営事業	小児救急として、鹿嶋市夜間小児救急診療所を鹿行 5 市で費用負担し運用します。
医療福祉費(マル福)事業	妊産婦をはじめ、児童生徒、母子・父子家庭、重度心身障害者に対し、医療費の一部を助成します。
出産ほう賞金事業	市内に 6 ヶ月以上定住している産婦に対し、出産ほう賞金として 3 万円を支給します。
妊婦・乳幼児健診事業	妊婦・乳幼児に対し、健康診査を実施します。
不妊治療費助成事業（相談）	特定不妊治療中の経費の軽減として、1 回 10 万円を助成します。
高等職業訓練促進事業 （ひとり親家庭への支援）	ひとり親家庭に対し、就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する看護師、准看護師、介護福祉士、保育士等の資格取得を支援します。（上限 2 年間、上限月額 10 万円）
母子・父子・寡婦福祉資金貸付相談支援 （ひとり親家庭への支援）	ひとり親家庭に対し、修学資金等各種資金の融資相談を行います。
保育料等の軽減・減免等 （ひとり親家庭への支援）	ひとり親家庭に対し、保育料・放課後児童クラブ利用料・降園後保育利用料の軽減・減免等を行います。

授業料の免除 (ひとり親家庭への支援)	市民税が非課税又は所得割が非課税の世帯においては、幼稚園児の授業料を全額免除します。 また、所得割が 77,100 円以下の世帯は、第 1 子の幼稚園授業料を 3,500 円 (平成 28 年 4 月現在) とし、第 2 子以降は全額免除します。
------------------------	--

基本目標 2 における成果目標

施策	項目	指標	成果目標
2-2 子育て支援の充実	子育てコンシェルジュ (仮称)	子育てコンシェルジュ数	50 人
	子育て相談室	子育て世代包括支援センターの設置	—
		この地域で今度も子育てしたいと思っている人の増加	—
	病児保育事業	病児保育実施施設数	1 カ所
	病後児保育事業	病後児保育実施施設数	3 カ所
	放課後児童クラブ / 降園後保育	余裕教室を利用した放課後児童クラブ / 降園後保育の増加	—
	放課後こども教室	放課後子ども教室の増加	44 回/年
保育所児童運営事業	待機児童ゼロの堅持	0 人	
2-4 医療・福祉・健康づくりの充実	各種健診事業	特定健診受診率	45 %

※成果目標の数値は、総合戦略書等より

基本目標 3 安全で住みよい生活環境の充実

3-1 快適な住環境の充実

方向性

学校跡地等を有効活用したモデルタウンの整備をはじめ、空き家等の利活用の促進や住生活基本計画の策定に取り組みます。

取り組み内容

項目	概要
定住・移住促進住宅整備事業	学校跡地等を有効活用したモデルタウンの整備と、子育て世代を対象にした集合住宅の整備に取り組みます。
空き家等利活用促進事業	不動産業者等と連携を密にして、空き家や空き地等の登録物件情報を提供します。なお、平成 28 年度に実施した、空き家等実態調査において発見された優良物件についても、定住・移住者向けに多種多様な有効活用が図れるよう、所有者等との調整に努めます。 また、空き家等の有効活用と同時に、定住・移住の促進を図るため、空き家バンク登録物件が成約した場合には、奨励金を交付します。更に、空き家バンク登録物件を対象にしたリフォーム助成制度等の実施を検討します。
住生活基本計画策定事業	「行方市総合戦略書」を上位計画とし、「住生活基本法」に基づき策定されている国や茨城県の「住生活基本計画」の基本理念を踏まえ、本市の地域特性に的確に対応した施策展開を図るため、「行方市住生活基本計画」を策定します。

3-2 地域公共交通・道路環境の整備

方向性

住みよいまちづくりを目指し、デマンド型乗合タクシーや広域路線バス等の公共交通網の整備とともに、道路環境の整備に取り組みます。

取り組み内容

項目	概要
公共交通運営事業	デマンド型乗合タクシー及び広域路線バスの運行等、公共交通網の整備に取り組みます。
狭あい道路整備等促進事業	各区より要望がある路線について、住宅がある狭あいな道路の整備を行います。
東関東自動車道水戸線整備促進事業	東関東自動車道水戸線の開通を見据え、道の駅の設置等の整備を行い、戦略的企業誘致を目指します。
通学路整備事業	麻生中・麻生東小・北浦中・北浦小における学校の統合による周辺道路を整備します。
スクールバス運行事業	遠距離通学となった児童生徒に対し、安全・安心な通学手段を提供します。



3-3 安心・安全な生活環境の充実

方向性

安心・安全なまちづくりを目指し、エリア放送を通じた防災情報の提供をはじめ、災害時における地域での活動・体制の強化や防犯対策等に取り組みます。

取り組み内容

項目	概要
防犯対策事業	行方警察署や防犯協会と連携し、防犯意識の啓発活動や防犯灯の設置等の防犯予防対策に取り組みます。
自主防災組織育成支援事業	災害時の地域での助け合いを充実させるため、地域の啓発活動とともに、区長、消防団、民生委員が中心となった地域防災訓練に取り組みます。
防災行政無線維持管理事業	重要な防災情報の伝達手段である防災行政無線の適切な運用を図っていきます。
通学路整備事業【再掲】	麻生中・麻生東小・北浦中・北浦小における学校の統合による周辺道路を整備します。
防災対応型エリア放送整備事業	無線局・放送センターを増設し、エリア放送網を整備します。防災関連の情報発信を主軸に、市からのお知らせや地域コミュニティについての情報発信等にも活用を図り、市民が情報を共有できるまちづくりを目指します。



基本目標3における成果目標

施策	項目	指標	成果目標
3-1 快適な住環境の充実	定住・移住促進住宅整備事業	モデルタウンの整備箇所	1カ所
	空き家等利活用促進事業	空き地登録件数	30件
		空き家バンク成約件数	15件
3-2 地域公共交通・道路環境の整備	公共交通運営事業	高速バス、路線バス、乗り合いタクシー、スクールバス等を組み合わせた路線及び乗り継ぎ拠点の整備	4路線
		公共交通に不満を感じている人の割合	35%

※成果目標の数値は、総合戦略書等より



基本目標 4 情報発信及び誘致・受け入れ体制の充実

4-1 市の魅力等の情報発信・PRの充実

方向性

全国自治体で3番目（関東地区初）となるフルセグのエリア放送をはじめ、さまざまな情報提供手段を活用し、市内外に向けて本市の魅力等のPR強化に取り組みます。

取り組み内容

項目	概要
女性団体育成事業	市内農産物を使用した料理提供を農業者自身が積極的に行い、農産物のPRや理解促進を図ります。
消費宣伝・消費者交流事業	市場、小売店、イベント等での試食提供を通じ、農産物のPRや理解促進を図ります。
茨城空港利用観光事業	茨城空港周辺の7市町村が連携し、茨城空港の利用促進と7市町村の観光PR活動を行います。
観光振興事業	観光協会が中心となり、ワカサギ大会・市内フットパス等地域資源を活かしたイベントを実施します。
鹿行広域DMO構築事業	鹿行5市の民間事業者や金融機関等多様な関係者と連携し、鹿行地域全体の観光マネジメントを一本化する着地型観光プラットフォーム組織を構築します。
Wi-Fiステーション整備事業	観光や防災の拠点等における来訪者や住民の情報収集等の利便性を高めるため、Wi-Fi環境の整備を行います。
ふるさと応援寄附金募集事業	全国的にも注目を集めている事業として、寄附金の募集や返礼品情報の充実を図り、本市の魅力のPRとともに産業活性化に取り組みます。
広報広聴事業	市の広報誌やホームページ、メールマガジン等を通じ、市政の幅広い周知を図ります。また、ふれあい懇談会、電話、手紙、私の提案、電子メール等により、幅広い市民の意見を収集します。
情報発信事業	市のホームページ、情報メール一斉配信システム（メールマガジン）、ラジオ放送等を活用し、市の魅力を発信するための広報宣伝活動を行います。
観光物産館こいこい事業	市内の特産品・加工品とともに観光情報を提供する観光物産館こいこいの運営に取り組みます。

白帆の湯・温浴施設管理事業	白帆の湯は、必要な改修を行い、利用者の増加を図ります。
定住支援センター運営事業	<p>定住支援員を配置し、定住・移住に関わるワンストップ相談窓口を確立します。</p> <p>また、関係各課と連携を図り、定住・移住に関する情報を集約した対応マニュアルを作成するとともに、茨城県が都内に設置している、「いばらき暮らしサポートセンター」や「いばらき移住・就職相談センター」とも連携を図り、相談者に寄り添ったスムーズな支援に努めます。</p> <p>※いばらき暮らしサポートセンター、いばらき移住・就職相談センター</p> <p>茨城県が設置している都内の移住相談窓口。専門相談員を配置して、移住や二地域居住についての相談業務を行っています。</p>
防災対応型エリア放送整備事業【再掲】	無線局・放送センターを増設し、エリア放送網を整備します。防災関連の情報発信を主軸に、市からのお知らせや地域コミュニティについての情報発信等にも活用を図り、市民が情報を共有できるまちづくりを目指します。
定住化促進・PR事業	<p>本市の、認知度の向上を図ることを目的に、国、県及び関係団体と連携した相談会やセミナー、イベントへの参加とともに、市独自のセミナー等を首都近郊の都市を中心に開催します。</p> <p>また、本市の自然環境や生活環境を体験してもらうため、お試し居住体験施設を拠点とした、定住体験イベントを開催します。</p> <p>更に、市外居住者を対象に、本市での生活を体験してもらうため、お試し居住体験施設の貸出を行います。</p> <p>加えて、「いばらき移住・二地域居住推進協議会」が実施している「いばらきふるさと県民登録制度」の取り組みに連携・協力をして、県外居住者に対する情報発信等を行います。</p> <p>※いばらき移住・二地域居住推進協議会</p> <p>茨城県内への移住・二地域居住を促進するため、県及び県内市町村で組織しています。</p> <p>※いばらきふるさと県民登録制度</p> <p>茨城県外居住者を対象に、身近なふるさととして本県に愛着をもってもらい、継続的な交流から将来的に県内への移住や二地域居住につなげることを目的に、いばらき移住・二地域居住推進協議会と協賛企業等が連携して、様々なサービスを実施しています。</p>

4-2 定住・移住へのきっかけづくり及び受け入れ体制の充実

方向性

本市を知ってもらい、来訪してもらうためのきっかけづくりをはじめ、新たな定住者に対する応援助成金等の補助金の交付や定住・移住に関わるワンストップ窓口の確立等に取り組めます。

取り組み内容

項目	概要
定住応援助成金事業	<p>定住を目的に、本市内に新たに土地・住宅を取得して居住を始める方に対し、助成金（住宅取得助成金、子育て助成金及びU・Iターン助成金）を交付します。（平成29年度拡充）</p> <p>なお、国、県及び近隣市町村や、当該助成金申請者の動向を注視しながら、定期的に見直しを行います。</p>
定住支援センター運営事業 【再掲】	<p>定住支援員を配置し、定住・移住に関わるワンストップ相談窓口を確立します。</p> <p>また、関係各課と連携を図り、定住・移住に関する情報を集約した対応マニュアルを作成するとともに、茨城県が都内に設置している、「いばらき暮らしサポートセンター」や「いばらき移住・就職相談センター」とも連携を図り、相談者に寄り添ったスムーズな支援に努めます。</p> <p>※いばらき暮らしサポートセンター、いばらき移住・就職相談センター</p> <p>茨城県が設置している都内の移住相談窓口。専門相談員を配置して、移住や二地域居住についての相談業務を行っています。</p>
定住化促進・PR事業 【再掲】	<p>本市の、認知度の向上を図ることを目的に、国、県及び関係団体と連携した相談会やセミナー、イベントへの参加とともに、市独自のセミナー等を首都近郊の都市を中心に開催します。</p> <p>また、本市の自然環境や生活環境を体験してもらうため、お試し居住体験施設を拠点とした、定住体験イベントを開催します。</p> <p>更に、市外居住者を対象に、本市での生活を体験してもらうため、お試し居住体験施設の貸出を行います。</p>

	<p>加えて、「いばらき移住・二地域居住推進協議会」が実施している「いばらきふるさと県民登録制度」の取り組みに連携・協力をして、県外居住者に対する情報発信等を行います。</p> <p>※いばらき移住・二地域居住推進協議会 茨城県内への移住・二地域居住を促進するため、県及び県内市町村で組織しています。</p> <p>※いばらきふるさと県民登録制度 茨城県外居住者を対象に、身近なふるさととして本県に愛着をもってもらい、継続的な交流から将来的に県内への移住や二地域居住につなげることを目的に、いばらき移住・二地域居住推進協議会と協賛企業等が連携して、様々なサービスを実施しています。</p>
定住・移住促進住宅整備事業 【再掲】	学校跡地等を有効活用したモデルタウンの整備と、子育て世代を対象にした集合住宅の整備に取り組みます。
空き家等利活用促進事業 【再掲】	<p>不動産業者等と連携を密にして、空き家や空き地等の登録物件情報を提供します。なお、平成 28 年度に実施した、空き家等実態調査において発見された優良物件についても、定住・移住者向けに多種多様な有効活用が図れるよう、所有者等との調整に努めます。</p> <p>また、空き家等の有効活用と同時に、定住・移住の促進を図るため、空き家バンク登録物件が成約した場合には、奨励金を交付します。更に、空き家バンク登録物件を対象にしたリフォーム助成制度等の実施を検討します。</p>
地域おこし協力隊活用事業	外からの目、若者の目で、定住・移住に関わる地域活動を行ってもらうことで、定住・定着を図りながら、地域力の維持・強化を目指す地域おこし協力隊の受入れを検討します。

基本目標4における成果目標

施策	項目	指標	成果目標
4-1 市の魅力等の情報発信・PRの充実	鹿行広域DMO構築事業	観光入込客数	400,000 人
	ふるさと応援寄附金募集事業	ふるさと納税者数	20,000 人
		ふるさと納税リピーター数の増加	—
	情報発信事業	エリア放送を受信している市民の割合の増加	—
		市民がエリア放送を活用し市政に参画する仕組みの構築	—

※成果目標の数値は、総合戦略書等より



資料編

1. 策定の経緯

年 月 日	会 議 名 等	内 容
平成 28 年 10 月 21 日	第 1 回行方移住・定住促進 庁内検討委員会	■定住関連事業の経緯について ■移住・定住意向調査の結果について ■現状の課題と今後の方向性について ■今後のスケジュールについて ■関連事業及び課題の抽出について
12 月 19 日	第 2 回行方移住・定住促進 庁内検討委員会	■各事業の現状の取りまとめについて ■施策の検討について ■計画の目次構成（案）について
平成 29 年 2 月 10 日	第 3 回行方移住・定住促進 庁内検討委員会	■計画素案の概要について ■計画の方向性及び施策等の確認につい て
3 月 10 日	第 4 回行方移住・定住促進 庁内検討委員会	■計画素案の最終確認について ■今後の推進体制について
3 月 15 日～24 日	パブリックコメントの実施	

2. 行方市移住・定住促進庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 行方市総合戦略書(平成28年3月策定)の住みやすい地域プロジェクトに基づき、総合的かつ計画的に移住・定住施策を促進するため、行方市移住・定住促進庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) (仮称)行方市移住・定住促進計画の策定に関すること。
- (2) 移住・定住に関する相談窓口の機能に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、移住・定住施策の促進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には市長公室長を、副委員長には経済部長をもって充てる。

3 委員は、総合戦略課、総務課、財産管理課、こども福祉課、健康増進課、都市建設課、農林水産課、商工観光課、学校教育課及び農業委員会事務局の長をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 委員は、委員長の命を受け、所掌事務を処理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 委員は、職務の内容等に応じて、所属職員を代理出席させることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務を処理するため、政策秘書課に事務局を置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

行方市定住・移住促進計画【第2期】

平成29年3月発行

行方市 市長公室 政策秘書課 まちづくりG
〒311-3892 茨城県行方市麻生1561-9
TEL : 0299-72-0811 FAX : 0299-72-2174
